

令和2年度

# 市 税 概 要

小 田 原 市



# 目 次

## 第1章 総 括

1	沿革	1
2	小田原市行政機構図	2
3	税務機構、職員数及び税務事務分掌	4
4	令和2年度一般会計・特別会計・企業会計予算	5
5	令和2年度一般会計予算額及び構成比	6
6	市税当初予算額比較	6
7	年度別市税決算額(収入済額)	7
8	年度別市税収納状況	8
9	令和元年度市税決算額一覧表	10
10	市税(現年課税分)の推移(平成2年度以降)	12

## 第2章 賦 課

### 1 市 民 税

(1)	令和2年度市民税の納税義務者に関する調	14
(2)	令和2年度個人市民税の所得区分別納税義務者等に関する調	15
(3)	令和2年度所得区分別所得割額調	16
(4)	令和2年度分に係る所得控除等の人員等に関する調	18
(5)	市民税年度別調定額(現年課税分)に関する調	19
(6)	市民税年度別調定額(現年課税分)に関する調の推移(平成2年度以降)	20

### 2 固 定 資 産 税

(1)	土地の決定価格等に関する調(法定免税点以上のもの)	21
(2)	土地に関する概要調書(総括表)	23
(3)	宅地介在農地等に関する調	25
(4)	宅地に関する調(法定免税点以上のもの)	27
(5)	土地に係る負担調整措置等による軽減額に関する調	28
(6)	家屋に関する概要調書(総括表)	29
(7)	木造家屋に関する調	29
(8)	木造以外の家屋に関する調	31
(9)	新增分家屋に関する調	33
(10)	減少分家屋に関する調	34
(11)	家屋の決定価格等に関する調(法定免税点以上のもの)	34
(12)	軽減税額等に関する調(家屋)	35
(13)	償却資産の価格等に関する調	36
(14)	償却資産の課税標準の特例規定を受けるものに関する調	37
(15)	固定資産税・都市計画税年度別調定額(現年課税分)の推移(平成2年度以降)	38

3	軽自動車税（種別割）	
(1)	年度別当初課税台数及び調定額の推移	39
(2)	令和2年度軽自動車税(種別割)課税状況	40
4	市たばこ税	
(1)	年度別種類別の売渡本数及び税額	41
5	入湯税	
(1)	課税対象入湯客数に関する調	42
(2)	年度別調定額に関する調	42
(3)	特別徴収義務者数	42
(4)	入湯税の使途	42
6	都市計画税	
(1)	都市計画区域及び課税区域に関する調	43
(2)	納税義務者に関する調	43
(3)	地積及び床面積等に関する調(法定免税点以上のもの)	43
(4)	決定価格及び課税標準額に関する調(法定免税点以上のもの)	43
7	特別土地保有税	43

### 第3章 徴収

1	市税収納率の推移	44
2	年度別市税滞納処分(差押え・公売)状況	45
3	年度別督促状発付状況	45
4	市税の滞納に対する特別措置に関する条例	45
5	市税滞納審査会	45
6	市税の納付方法別の件数及び割合	46
7	市税の納期内納付率(前年度比較)	46
8	年度別市税延滞金徴収状況	47
9	市税不納欠損額の推移(欠損事由別)	47
10	納税貯蓄組合の組織状況	47

### 第4章 その他の資料

1	市税の負担額比較表	48
2	市税調定額比較表	48
3	税証明手数料等	49
4	納税義務者等に関する調	49
5	固定資産評価審査委員会への審査申出状況	50
6	市税の賦課・徴収に要する経費調	50
7	令和元年家屋建築状況調	51
8	令和元年登記済通知書に関する調	51
9	電算処理業務の現況	51
10	市税の税率表	52
11	市税税率の推移	55
12	税制一覧	77

# 第1章 総括



# 1 沿 革

## (1) 沿 革

小田原の地名は、一説には、原野に小田を開墾したことから起こったと言われ、歴史上、平安時代末から鎌倉時代にかけての古文書にその地名が見られる。

古く縄文時代から人々が住み着いていたらしく、各所の遺跡から当時の石器や土器が出土している。

中世に入ると、大森氏が築城居住し、その後北条氏が大森氏を滅ぼし、以後96年間にわたり、関東の政治・経済・文化の中心都市として大いに繁栄した。

北条氏滅亡後は、大久保氏、阿部氏、稲葉氏を城主とし、江戸時代には東海道の箱根越えを控えた宿場町として賑わった。

明治4年には、廃藩置県により小田原県、さらに足柄県となり、明治9年には神奈川県在所管となり、県庁の支庁が置かれた後、明治22年の町村制の施行により小田原町となり、昭和15年には市制を施行し、小田原市となった。

さらに平成12年には特例市の指定を受け、神奈川県西部の中心都市として発展を続けている。

## (2) 位置及び市勢

小田原市は、神奈川県西部に位置し、東京から南西へ約80kmの距離にある。

市域は、東西17.5km、南北16.9km。面積は113.81km<sup>2</sup>\*で、市としては横浜市、相模原市、川崎市について県内19市中4番目の広さを有している。

南西部は真鶴町、湯河原町、箱根町と、北部は南足柄市、開成町、大井町と、東部は中井町、二宮町と接している。

中央部には酒匂川が南北に流れ足柄平野を形成し、南部は相模湾に面している。

鉄道は、東海道本線を始め、東海道新幹線、小田急線、大雄山線、箱根登山線が走り、市内に18の駅を有している。

道路は、東西に国道1号、西湘バイパス、小田原厚木道路(国道271号)が、また、南には国道135号、北には東名高速道路へと接続する国道255号が走り、交通の便に恵まれている。

### < 市域・人口・世帯数の推移 >

年	区分	世帯数 (世帯)	人口 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	備 考
昭和15年		10,749	54,699	57.54	12月20日市制施行
〃 23年		15,175	73,638	61.27	下府中村合併(8月1日常住人口調査時点)
〃 25年		15,465	75,334	65.00	桜井村合併
〃 29年		17,374	85,899	100.95	国府津町他合併
〃 31年		23,074	116,698	105.94	曾我村分村合併
〃 46年		42,492	166,211	114.24	橘町合併
平成 10年		70,087	200,329	114.06	
〃 12年		71,532	200,173	〃	特例市指定
〃 17年		74,291	198,741	〃	
〃 22年		77,793	198,327	〃	
〃 27年		79,120	194,086	〃	4月1日特例市制度廃止
〃 28年		79,872	193,313	113.81	面積計測方法変更(国土地理院)
〃 29年		80,642	192,407	〃	
〃 30年		81,087	191,181	〃	
令和元年		81,748	190,109	〃	
〃 2年		82,309	189,014	〃	

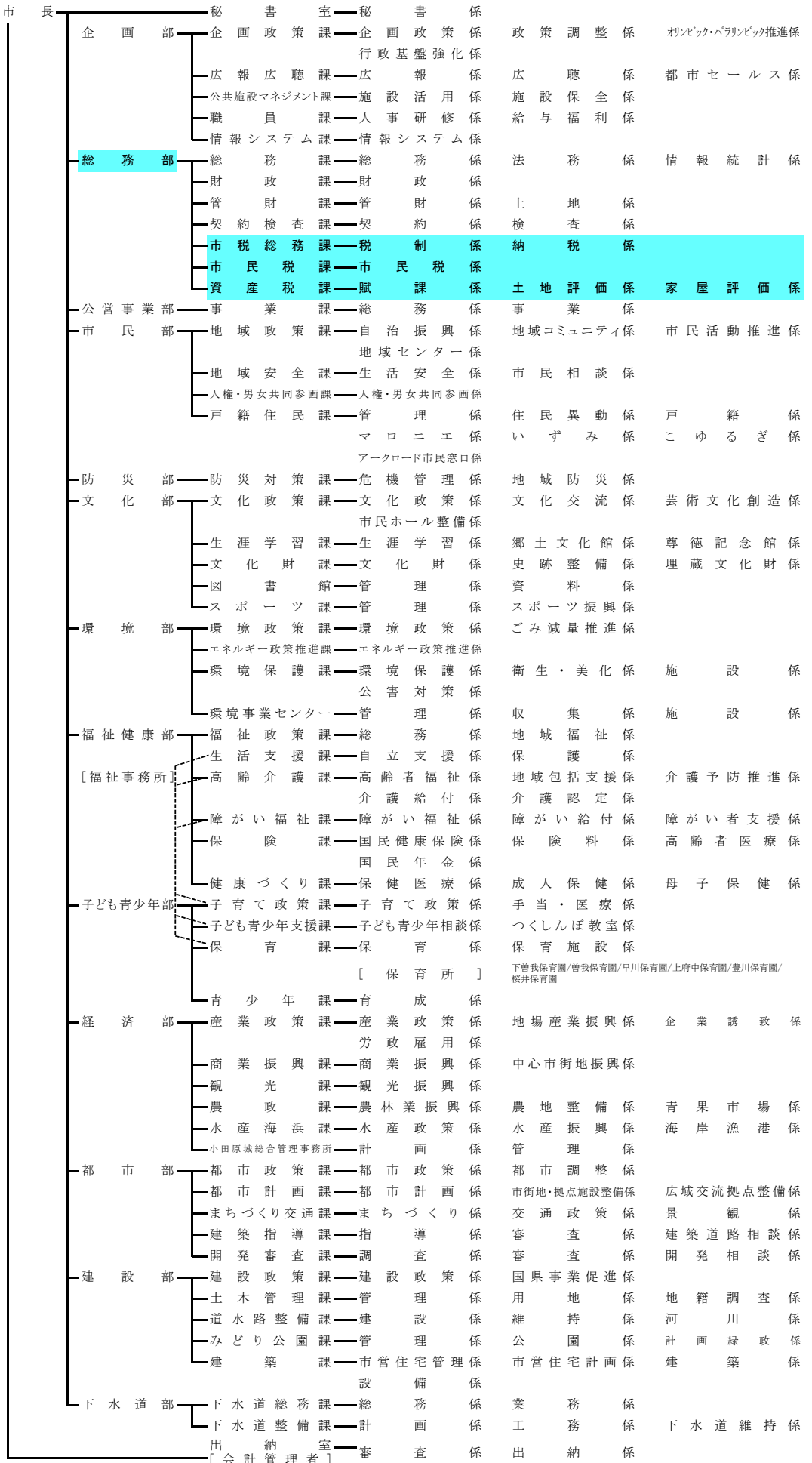
注)備考欄に注記しない限り、10月1日現在の世帯数・人口を示す。

\*面積は、国土地理院の地図データ更新に伴い令和3年1月1日から113.60km<sup>2</sup>へ変更。

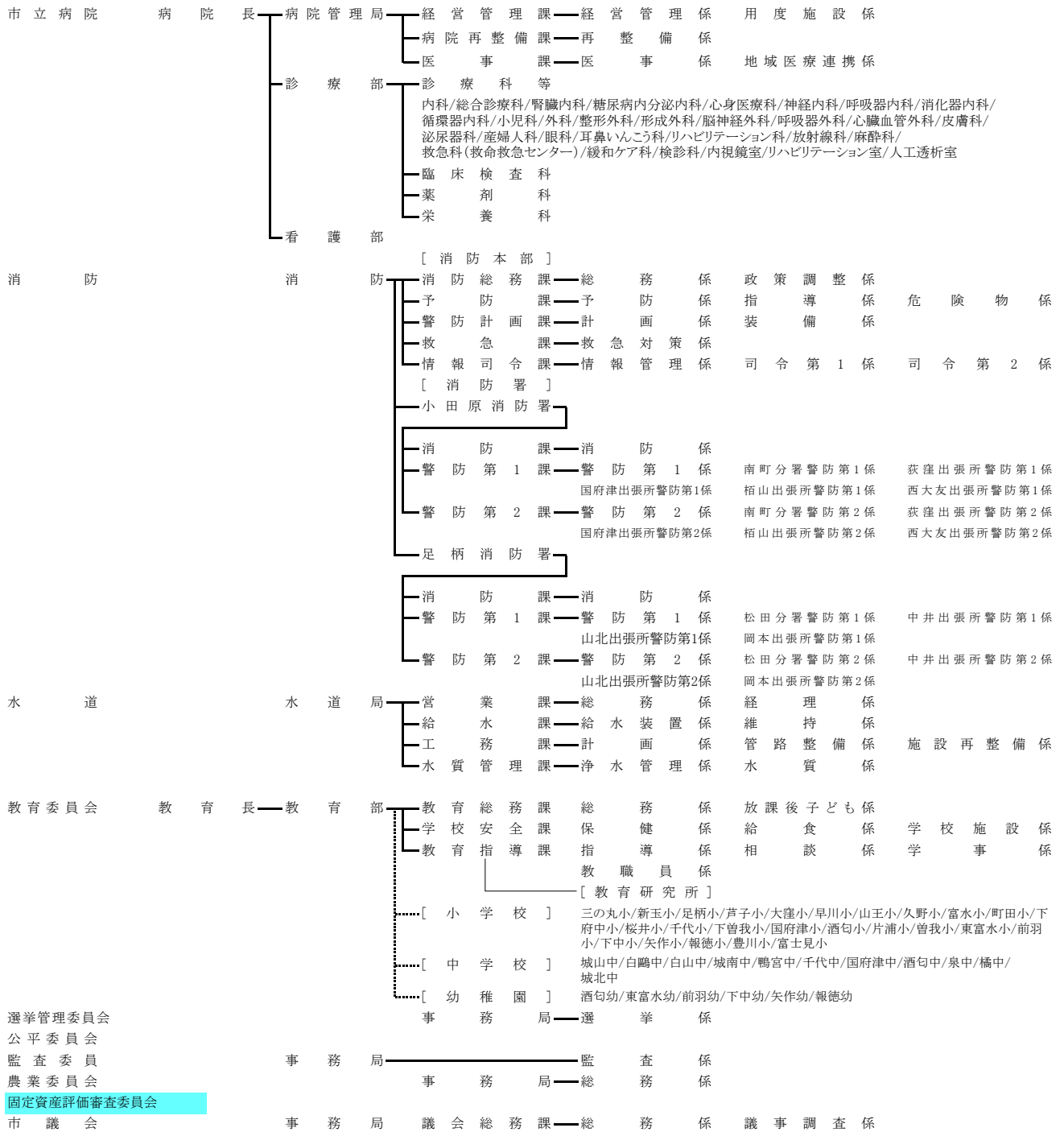
## 2 小田原市行政機構図

(令和2年4月1日現在)

市長 局長 副市長







区分	部・部相当	課・課相当	係・係相当	
市長部局	13	57(56)	146(147)	* 連絡所、支所、保育所、教育研究所、小学校、中学校、幼稚園は、左記の数に含まれていない。 * 市立病院の数は、診療部、看護部を除く。 * 消防署の課の数は、消防署を除く。 * ( )内は、平成31年4月1日の数
市立病院	1	3	5	
消防	1	11	35	
水道	1	4	9(8)	
教育委員会	1	3	9	
選挙管理委員会	—	1	1	
公平委員会	—	—	—	
監査事務局	1	—	1	
農業委員会	—	1	1	
固定資産評価審査委員会	—	—	—	
市議会	1	1	2	
計	19	81(80)	209	

### 3 税務機構、職員数及び税務事務分掌

(令和2年4月1日現在)

部	課	係	職 名	事 務 分 掌	
総務部	市税総務課		課 長 1	1 税務事務の総合的企画に関する事。 2 税制の調査及び研究に関する事。 3 軽自動車税及び市たばこ税の賦課、調定及び調査に関する事。 4 入湯税に関する事。 5 市税及び個人の県民税(以下「市税等」という。)の収納管理に関する事。 6 自動車の臨時運行許可に関する事。 7 固定資産評価審査委員会に関する事。 8 納税意識の啓発に関する事。 9 市税等の口座振替及び口座振替に係る他の課との連絡調整に関する事。 10 市税等の督促及び滞納処分に関する事。 11 市税等の欠損処分及び滞納処分の執行停止に関する事。 12 市税等の付帯金及び軽自動車税の減免に関する事。 13 市税等の過誤納金の還付又は充当に関する事。 14 市税等の徴収嘱託及び受託に関する事。 15 市税滞納審査会に関する事。 16 税務関係の予算調整及び執行管理に関する事。 17 他の課に属さない税務事務に関する事。	
			副 課 長 1		
		税制係	係 長 2		
			主 査 4		
			主 任 0		
			主 事 1		
			主 事 補 1		
			計 8		
			納税係		係 長 3
		主 査 4			
		主 任 3			
		主 事 4			
		主 事 補 1			
		計 15			
			徴収指導員(嘱託) 2		
		計 27			
	市民税課		課 長 1	1 市民税の調定に関する事。 2 個人の市民税及び県民税(以下「市県民税」という。)並びに法人の市民税の賦課に関する事。 3 市県民税及び法人の市民税の課税資料等の調査に関する事。 4 市県民税及び法人の市民税の減免に関する事。	
			副 課 長 2		
		市民税係 (普通徴収)	係 長 1		
			主 査 3		
			主 任 3		
			主 事 3		
			計 10		
		市民税係 (特別徴収・法人)	係 長 0		
			主 査 2		
			主 任 1		
			主 事 補 1		
計 4					
		計 17			
資産税課			課 長 1		1 固定資産税、特別土地保有税及び都市計画税の課税資料の調査に関する事。 2 固定資産税、特別土地保有税及び都市計画税の賦課及び調定に関する事。 3 固定資産の評価及び価格の決定に関する事。 4 固定資産課税台帳等の整備及び保管に関する事。 5 固定資産課税台帳の縦覧に関する事。 6 固定資産税及び都市計画税の減免に関する事。 7 市税等に係る証明に関する事。 8 固定資産に係る証明及び公簿等の閲覧に関する事。 9 国有資産等所在市町村に係る交付金に関する事。
			副 課 長 2		
		賦課係	係 長 1		
			主 査 2		
	主 任 1				
	主 事 4				
	主 事 補 1				
	計 9				
	土地評価係	係 長 2			
		主 査 4			
		主 事 2			
計 8					
家屋評価係	係 長 1				
	主 査 3				
	主 事 5				
計 9					
	計 29				
	合 計 73				

#### 4 令和2年度一般会計・特別会計・企業会計予算

(単位:千円)

会 計 名		予 算 額	構 成 比 (%)
一 般 会 計		67,900,000	42.49
特 別 会 計	競 輪 事 業 特 別 会 計	12,380,000	7.75
	天 守 閣 事 業 特 別 会 計	146,000	0.09
	国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計	20,330,000	12.72
	国 民 健 康 保 険 診 療 施 設 事 業 特 別 会 計	32,000	0.02
	公 設 地 方 卸 売 市 場 事 業 特 別 会 計	139,000	0.09
	介 護 保 険 事 業 特 別 会 計	15,707,000	9.83
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業 特 別 会 計	4,763,000	2.98
	公 共 用 地 先 行 取 得 事 業 特 別 会 計	772	0.00
	広 域 消 防 事 業 特 別 会 計	5,055,000	3.16
	地 下 街 事 業 特 別 会 計	424,000	0.26
	計		58,976,772
企 業 会 計	水 道 事 業 会 計	5,362,171	3.36
	病 院 事 業 会 計	15,173,325	9.49
	下 水 道 事 業 会 計	12,394,412	7.76
	計		32,929,908
合 計		159,806,680	100.00

## 5 令和2年度一般会計予算額及び構成比

(単位:千円)

歳 入			歳 出		
款	予 算 額	構成比(%)	款	予 算 額	構成比(%)
1 市 税	32,387,000	47.70	1 議 会 費	450,495	0.66
2 地方譲与税	323,841	0.48	2 総 務 費	8,950,053	13.18
3 利子割交付金	30,000	0.04	3 民 生 費	29,086,879	42.84
4 配当割交付金	120,000	0.18	4 衛 生 費	7,087,059	10.44
5 株式等譲渡所得割交付金	100,000	0.15	5 労 働 費	144,973	0.21
6 法人事業税金	160,000	0.23	6 農林水産業費	903,678	1.33
7 地方消費税	3,900,000	5.74	7 商 工 費	1,474,526	2.17
8 ゴルフ場利用税金	12,000	0.02	8 土 木 費	6,622,402	9.75
9 環境性能割金	140,000	0.21	9 消 防 費	2,611,379	3.85
10 地方特例金	190,000	0.28	10 教 育 費	6,115,564	9.01
11 地方交付税	1,000,000	1.47	11 公 債 費	4,422,992	6.51
12 交通安全対策金	24,545	0.04	12 予 備 費	30,000	0.05
13 分担金及び負担金	453,868	0.67			
14 使用料及び手数料	1,548,793	2.28			
15 国庫支出金	12,488,914	18.39			
16 県支出金	5,006,234	7.37			
17 財産収入	174,397	0.26			
18 寄附金	402,126	0.59			
19 繰入金	2,353,554	3.47			
20 繰越金	300,000	0.44			
21 諸収入	1,626,228	2.39			
22 市 債	5,158,500	7.60			
合 計	67,900,000	100.00	合 計	67,900,000	100.00

## 6 市税当初予算額比較

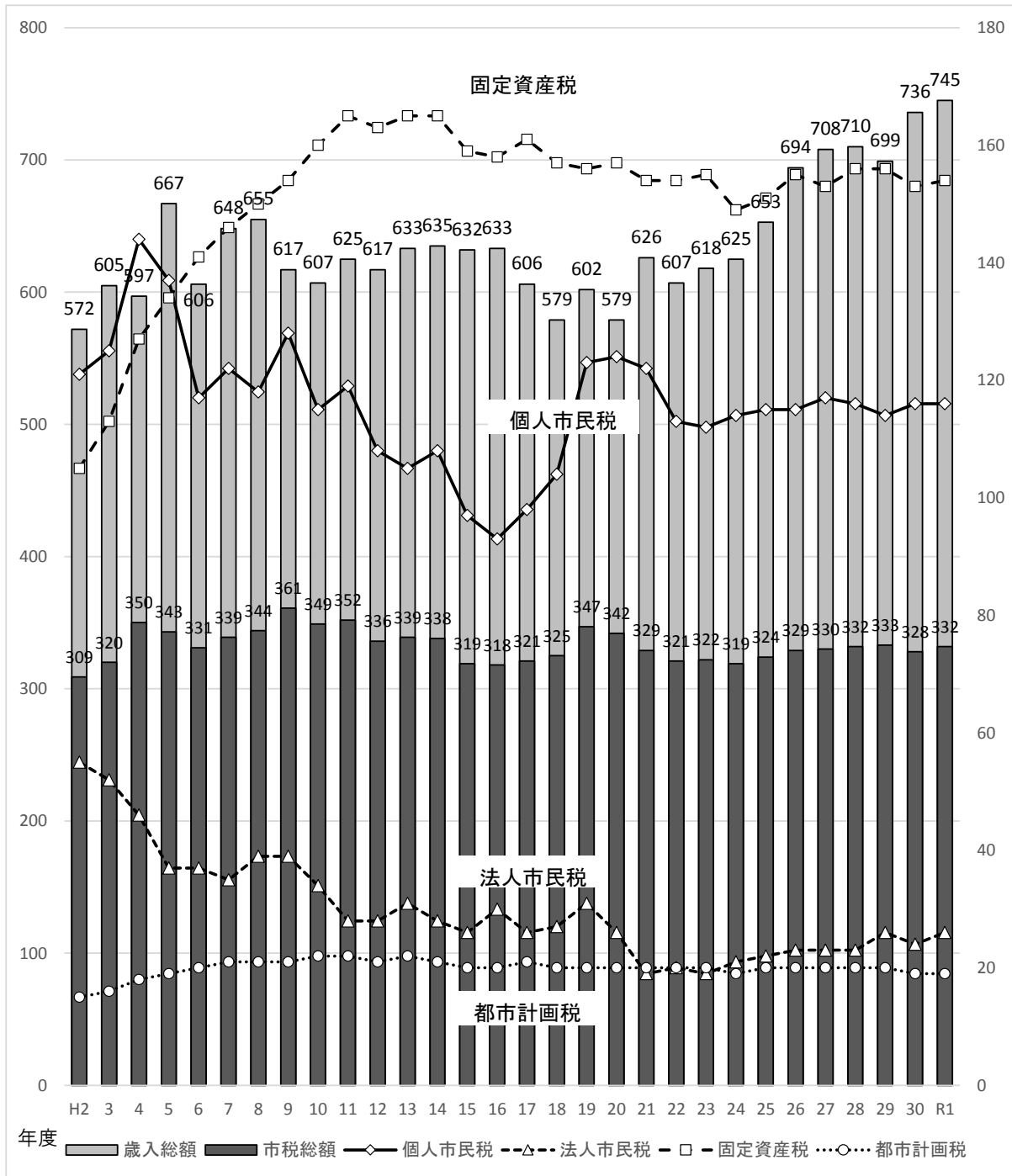
(単位:千円)

税 目	令和元年度予算額	構成比 (%)	令和2年度予算額	構成比 (%)	
現 年 課 税 分	市民税(個人)	11,341,730	34.73	11,229,730	34.67
	市民税(法人)	2,407,364	7.37	1,957,826	6.04
	固定資産税	15,128,990	46.33	15,360,710	47.43
	国有資産等所在 市町村交付金	29,633	0.09	27,010	0.08
	軽自動車税 (環境性能割)	5,000	0.02	23,000	0.07
	軽自動車税 (種別割)	354,579	1.09	367,723	1.14
	市たばこ税	1,187,585	3.64	1,236,935	3.82
	入湯税	18,391	0.06	22,375	0.07
	都市計画税	1,898,532	5.81	1,902,839	5.88
	計	32,371,804	99.14	32,128,148	99.20
滞納繰越分	282,196	0.86	258,852	0.80	
合 計	32,654,000	100.00	32,387,000	100.00	

# 7 年度別市税決算額(収入済額)

歳入・  
市税総額  
(億円)

税目別  
決算額  
(億円)



## 8 年度別市税収納状況

	平成 27 年度			平成 28 年度		
	調定額	収入額	収納率	調定額	収入額	収納率
市 税	34,538,079,725	33,013,392,567	95.59	34,474,619,050	33,207,024,396	96.32
現年課税分	32,913,987,927	32,549,310,000	98.89	33,080,627,233	32,757,374,002	99.02
滞納繰越分	1,624,091,798	464,082,567	28.57	1,393,991,817	449,650,394	32.26
市民税	14,832,791,288	14,027,771,476	94.57	14,597,430,333	13,929,251,305	95.42
現年課税分	13,983,021,860	13,788,652,420	98.61	13,877,958,413	13,710,636,309	98.79
個人	11,654,746,460	11,473,853,039	98.45	11,550,977,113	11,386,711,429	98.58
普通徴収	3,241,116,714	3,058,642,879	94.37	2,670,583,155	2,519,382,406	94.34
特別徴収	8,413,629,746	8,415,210,160	100.02	8,880,393,958	8,867,329,023	99.85
年金	524,950,912	523,265,061	99.68	531,102,969	529,253,414	99.65
給与	7,888,678,834	7,891,945,099	100.04	8,349,290,989	8,338,075,609	99.87
法人	2,328,275,400	2,314,799,381	99.42	2,326,981,300	2,323,924,880	99.87
滞納繰越分	849,769,428	239,119,056	28.14	719,471,920	218,614,996	30.39
個人	807,851,937	227,114,892	28.11	681,125,005	210,998,623	30.98
法人	41,917,491	12,004,164	28.64	38,346,915	7,616,373	19.86
固定資産税	15,968,905,398	15,343,697,103	96.08	16,117,887,558	15,597,844,815	96.77
現年課税分	15,294,982,300	15,147,592,642	99.04	15,529,567,400	15,396,138,818	99.14
純固定資産税	15,264,017,000	15,116,627,342	99.03	15,499,264,300	15,365,835,718	99.14
土地	6,678,584,500	6,614,095,953	99.03	6,592,885,800	6,536,129,597	99.14
家屋	5,497,119,400	5,444,039,103	99.03	5,771,606,200	5,721,920,149	99.14
償却資産	3,088,313,100	3,058,492,286	99.03	3,134,772,300	3,107,785,972	99.14
国有資産等所在市町村交付金	30,965,300	30,965,300	100.00	30,303,100	30,303,100	100.00
滞納繰越分	673,923,098	196,104,461	29.10	588,320,158	201,705,997	34.29
軽自動車税	282,025,911	267,927,191	95.00	337,323,606	324,221,819	96.12
現年課税分	268,394,900	264,316,783	98.48	326,343,100	320,681,387	98.27
環境性能割(令和元年度から)	-	-	-	-	-	-
種別割(令和元年度から)	-	-	-	-	-	-
滞納繰越分	13,631,011	3,610,408	26.49	10,980,506	3,540,432	32.24
市たばこ税	1,400,006,517	1,400,006,517	100.00	1,373,254,770	1,373,254,771	100.00
現年課税分	1,400,006,517	1,400,006,517	100.00	1,373,254,770	1,373,254,771	100.00
入湯税	16,394,250	16,394,250	100.00	17,247,150	17,247,150	100.00
現年課税分	16,394,250	16,394,250	100.00	17,247,150	17,247,150	100.00
都市計画税	2,037,956,361	1,957,596,030	96.06	2,031,475,633	1,965,204,536	96.74
現年課税分	1,951,188,100	1,932,347,388	99.03	1,956,256,400	1,939,415,567	99.14
土地	1,206,984,900	1,195,330,229	99.03	1,197,815,000	1,187,503,365	99.14
家屋	744,203,200	737,017,159	99.03	758,441,400	751,912,202	99.14
滞納繰越分	86,768,261	25,248,642	29.10	75,219,233	25,788,969	34.29

(単位：円、%)

平成 29 年度			平成 30 年度			令和 元 年度		
調 定 額	収 入 額	収 納 率	調 定 額	収 入 額	収 納 率	調 定 額	収 入 額	収 納 率
34,455,187,189	33,268,654,483	96.56	33,924,339,250	32,828,825,928	96.77	34,267,812,179	33,196,668,898	96.87
33,291,485,558	32,978,954,595	99.06	32,809,941,536	32,516,121,263	99.10	33,218,907,224	32,918,235,076	99.09
1,163,701,631	289,699,888	24.89	1,114,397,714	312,704,665	28.06	1,048,904,955	278,433,822	26.55
14,645,066,242	14,051,216,311	95.95	14,498,410,358	13,955,721,750	96.26	14,745,289,810	14,218,835,995	96.43
14,046,388,536	13,893,864,035	98.91	13,950,368,659	13,808,774,911	98.99	14,232,404,528	14,089,041,504	98.99
11,374,119,936	11,232,627,662	98.76	11,556,286,459	11,416,043,011	98.79	11,606,732,328	11,471,006,704	98.83
2,389,569,285	2,257,706,141	94.48	2,493,857,748	2,362,851,214	94.75	2,495,500,023	2,362,536,090	94.67
8,984,550,651	8,974,921,521	99.89	9,062,428,711	9,053,191,797	99.90	9,111,232,305	9,108,470,614	99.97
566,797,897	564,722,679	99.63	576,185,563	574,101,466	99.64	577,003,644	575,045,319	99.66
8,417,752,754	8,410,198,842	99.91	8,486,243,148	8,479,090,331	99.92	8,534,228,661	8,533,425,295	99.99
2,672,268,600	2,661,236,373	99.59	2,394,082,200	2,392,731,900	99.94	2,625,672,200	2,618,034,800	99.71
598,677,706	157,352,276	26.28	548,041,699	146,946,839	26.81	512,885,282	129,794,491	25.31
571,633,028	150,305,528	26.29	514,128,816	139,633,526	27.16	483,517,296	122,724,915	25.38
27,044,678	7,046,748	26.06	33,912,883	7,313,313	21.56	29,367,986	7,069,576	24.07
16,125,446,220	15,611,919,415	96.82	15,793,240,147	15,316,074,597	96.98	15,861,661,381	15,392,601,101	97.04
15,634,078,400	15,497,186,502	99.12	15,301,934,700	15,172,066,624	99.15	15,398,594,700	15,263,933,133	99.13
15,604,267,100	15,467,375,202	99.12	15,272,301,200	15,142,433,124	99.15	15,369,058,300	15,234,396,733	99.12
6,556,033,300	6,498,519,042	99.12	6,438,162,000	6,383,415,063	99.15	6,372,475,500	6,316,640,749	99.12
5,962,640,300	5,910,331,714	99.12	5,793,106,000	5,743,844,299	99.15	5,913,912,800	5,862,095,913	99.12
3,085,593,500	3,058,524,446	99.12	3,041,033,200	3,015,173,762	99.15	3,082,670,000	3,055,660,071	99.12
29,811,300	29,811,300	100.00	29,633,500	29,633,500	100.00	29,536,400	29,536,400	100.00
491,367,820	114,732,913	23.35	491,305,447	144,007,973	29.31	463,066,681	128,667,968	27.79
351,306,485	337,202,428	95.99	366,262,249	350,728,924	95.76	386,525,429	369,664,540	95.64
340,097,300	334,168,898	98.26	353,252,900	347,164,154	98.28	371,714,500	365,848,563	98.42
-	-	-	-	-	-	4,970,700	4,970,700	100.00
-	-	-	-	-	-	366,743,800	360,877,863	98.40
11,209,185	3,033,530	27.06	13,009,349	3,564,770	27.40	14,810,929	3,815,977	25.76
1,294,083,772	1,294,083,772	100.00	1,269,949,677	1,269,949,677	100.00	1,277,323,646	1,277,323,646	100.00
1,294,083,772	1,294,083,772	100.00	1,269,949,677	1,269,949,677	100.00	1,277,323,646	1,277,323,646	100.00
17,791,950	17,791,950	100.00	21,141,700	21,141,700	100.00	23,566,850	23,566,850	100.00
17,791,950	17,791,950	100.00	21,141,700	21,141,700	100.00	23,566,850	23,566,850	100.00
2,021,492,520	1,956,440,607	96.78	1,975,335,119	1,915,209,280	96.96	1,973,445,063	1,914,676,766	97.02
1,959,045,600	1,941,859,438	99.12	1,913,293,900	1,897,024,197	99.15	1,915,303,000	1,898,521,380	99.12
1,181,752,100	1,171,384,918	99.12	1,159,240,000	1,149,396,322	99.15	1,145,607,800	1,135,570,143	99.12
777,293,500	770,474,520	99.12	754,053,900	747,627,875	99.15	769,695,200	762,951,237	99.12
62,446,920	14,581,169	23.35	62,041,219	18,185,083	29.31	58,142,063	16,155,386	27.79

## 9 令和元年度市税決算額一覧表

税 目	予算現額	調定額	収入済額
市 税	32,654,000,000	34,267,812,179	33,196,668,898
現年課税分	32,371,804,000	33,218,907,224	32,918,235,076
滞納繰越分	282,196,000	1,048,904,955	278,433,822
市 民 税	13,878,345,000	14,745,289,810	14,218,835,995
現年課税分	13,749,094,000	14,232,404,528	14,089,041,504
個 人	11,341,730,000	11,606,732,328	11,471,006,704
普通徴収	—	2,495,500,023	2,362,536,090
特別徴収	—	9,111,232,305	9,108,470,614
年金	—	577,003,644	575,045,319
給与	—	8,534,228,661	8,533,425,295
法 人	2,407,364,000	2,625,672,200	2,618,034,800
滞納繰越分	129,251,000	512,885,282	129,794,491
個 人	121,052,000	483,517,296	122,724,915
法 人	8,199,000	29,367,986	7,069,576
固 定 資 産 税	15,291,250,000	15,861,661,381	15,392,601,101
現年課税分	15,158,623,000	15,398,594,700	15,263,933,133
純固定資産税	15,128,990,000	15,369,058,300	15,234,396,733
土 地	6,317,604,000	6,372,475,500	6,316,640,749
家 屋	5,837,227,000	5,913,912,800	5,862,095,913
償却資産	2,974,159,000	3,082,670,000	3,055,660,071
国有資産等所在 市町村交付金	29,633,000	29,536,400	29,536,400
滞納繰越分	132,627,000	463,066,681	128,667,968
軽 自 動 車 税	363,171,000	386,525,429	369,664,540
現年課税分	359,579,000	371,714,500	365,848,563
環境性能割(令和元年度から)	5,000,000	4,970,700	4,970,700
種別割(令和元年度から)	354,579,000	366,743,800	360,877,863
滞納繰越分	3,592,000	14,810,929	3,815,977
市 た ば こ 税	1,187,585,000	1,277,323,646	1,277,323,646
現年課税分	1,187,585,000	1,277,323,646	1,277,323,646
入 湯 税	18,391,000	23,566,850	23,566,850
現年課税分	18,391,000	23,566,850	23,566,850
都 市 計 画 税	1,915,258,000	1,973,445,063	1,914,676,766
現年課税分	1,898,532,000	1,915,303,000	1,898,521,380
土 地	1,135,231,000	1,145,607,800	1,135,570,143
家 屋	763,301,000	769,695,200	762,951,237
滞納繰越分	16,726,000	58,142,063	16,155,386



(単位：円、%)

不納欠損額	収入未済額	収入歩合		前年度収入歩合		収入済額の構成比(%)
		対予算(%)	対調定(%)	対予算(%)	対調定(%)	
58,852,698	1,012,290,583	101.66	96.87	100.98	96.77	100
508,700	300,163,448	101.69	99.09	100.95	99.10	99.16
58,343,998	712,127,135	98.67	26.55	103.39	28.06	0.84
35,452,937	491,000,878	102.45	96.43	102.27	96.26	42.83
41,600	143,321,424	102.47	98.99	102.26	98.99	42.44
0	135,725,624	101.14	98.83	102.61	98.79	34.55
0	132,963,933	—	94.67	—	94.75	7.12
0	2,761,691	—	99.97	—	99.90	27.44
0	1,958,325	—	99.66	—	99.64	1.73
0	803,366	—	99.99	—	99.92	25.71
41,600	7,595,800	108.75	99.71	100.64	99.94	7.89
35,411,337	347,679,454	100.42	25.31	103.21	26.81	0.39
33,331,414	327,460,967	101.38	25.38	100.89	27.16	0.37
2,079,923	20,218,487	86.22	24.07	183.52	21.56	0.02
19,619,942	449,440,338	100.66	97.04	100.01	96.98	46.37
413,563	134,248,004	100.69	99.13	99.98	99.15	45.98
413,563	134,248,004	100.70	99.12	99.98	99.15	45.89
171,488	55,663,263	99.98	99.12	99.91	99.15	19.03
159,109	51,657,778	100.43	99.12	99.62	99.15	17.66
82,966	26,926,963	102.74	99.12	100.83	99.15	9.20
0	0	99.67	100.00	99.40	100.00	0.09
19,206,379	315,192,334	97.01	27.79	103.36	29.31	0.39
1,316,754	15,544,135	101.79	95.64	101.49	95.76	1.11
2,000	5,863,937	101.74	98.42	101.38	98.28	1.10
0	0	99.41	100.00	—	—	0.01
2,000	5,863,937	101.78	98.40	101.38	98.28	1.09
1,314,754	9,680,198	106.24	25.76	113.96	27.40	0.01
0	0	107.56	100.00	100.27	100.00	3.85
0	0	107.56	100.00	100.27	100.00	3.85
0	0	128.14	100.00	117.91	100.00	0.07
0	0	128.14	100.00	117.91	100.00	0.07
2,463,065	56,305,232	99.97	97.02	99.71	96.96	5.77
51,537	16,730,083	100.00	99.12	99.68	99.15	5.72
30,829	10,006,828	100.03	99.12	100.07	99.15	3.42
20,708	6,723,255	99.95	99.12	99.07	99.15	2.30
2,411,528	39,575,149	96.59	27.79	103.29	29.31	0.05

※端数処理のため、各欄の合計は一致しない場合がある。

## 10 市税(現年課税分)の推移(平成2年度以降)

	市税現年課税分		世帯数及び人口(10月1日)				1世帯あたり (円)
	調定額(円)	指数	世帯数 (世帯)	指数	人口(人)	指数	
H2	31,025,233,743	100.0	61,360	100.0	193,417	100.0	505,626
3	32,247,475,877	103.9	62,480	101.8	194,916	100.8	516,125
4	35,373,160,874	114.0	63,678	103.8	196,011	101.3	555,501
5	34,478,571,375	111.1	65,060	106.0	197,460	102.1	529,950
6	33,229,000,077	107.1	66,649	108.6	199,165	103.0	498,567
7	34,170,533,271	110.1	67,916	110.7	200,103	103.5	503,129
8	34,879,595,036	112.4	68,664	111.9	200,290	103.6	507,975
9	36,503,851,063	117.7	69,267	112.9	200,171	103.5	527,002
10	35,300,853,234	113.8	70,087	114.2	200,329	103.6	503,672
11	35,484,705,695	114.4	71,081	115.8	200,692	103.8	499,215
12	33,951,016,838	109.4	71,532	116.6	200,173	103.5	474,627
13	34,176,837,105	110.2	72,221	117.7	199,886	103.3	473,226
14	34,074,965,090	109.8	72,905	118.8	199,616	103.2	467,389
15	32,107,987,955	103.5	73,588	119.9	199,290	103.0	436,321
16	32,011,107,386	103.2	74,303	121.1	198,851	102.8	430,819
17	32,218,522,706	103.8	74,291	121.1	198,741	102.8	433,680
18	32,679,178,494	105.3	75,581	123.2	198,951	102.9	432,373
19	34,950,923,128	112.7	76,520	124.7	198,881	102.8	456,755
20	34,574,540,024	111.4	77,266	125.9	198,698	102.7	447,474
21	33,191,002,262	107.0	78,013	127.1	198,341	102.5	425,455
22	32,268,949,029	104.0	77,793	126.8	198,327	102.5	414,805
23	32,223,820,353	103.9	78,305	127.6	197,733	102.2	411,517
24	31,976,994,557	103.1	78,981	128.7	196,880	101.8	404,869
25	32,266,987,794	104.0	79,656	129.8	196,073	101.4	405,079
26	32,842,258,743	105.9	80,289	130.8	195,125	100.9	409,051
27	32,913,987,927	106.1	79,120	128.9	194,086	100.3	416,001
28	33,080,627,233	106.6	79,872	130.2	193,313	99.9	414,171
29	33,291,485,558	107.3	80,642	131.4	192,407	99.5	412,831
30	32,809,941,536	105.8	81,087	132.1	191,181	98.8	404,626
R1	33,218,907,224	107.1	81,748	133.2	190,109	98.3	406,357

\* 指数は、平成2年度を100とした。

税 負 担 額			住 民 所 得				
指数	1人当り(円)	指数	所得総額(千円)	1世帯あたり(円)	指数	1人当り(円)	指数
100.0	160,406	100.0	290,898,700	4,740,852	100.0	1,503,998	100.0
102.1	165,443	103.1	321,318,763	5,142,746	108.5	1,648,499	109.6
109.9	180,465	112.5	363,431,806	5,707,337	120.4	1,854,140	123.3
104.8	174,610	108.9	337,699,890	5,190,592	109.5	1,710,219	113.7
98.6	166,842	104.0	346,363,908	5,196,836	109.6	1,739,080	115.6
99.5	170,765	106.5	350,608,385	5,162,383	108.9	1,752,140	116.5
100.5	174,145	108.6	348,886,706	5,081,072	107.2	1,741,908	115.8
104.2	182,363	113.7	352,753,049	5,092,657	107.4	1,762,259	117.2
99.6	176,214	109.9	349,811,333	4,991,102	105.3	1,746,184	116.1
98.7	176,812	110.2	359,253,386	5,054,141	106.6	1,790,073	119.0
93.9	169,608	105.7	333,297,607	4,659,420	98.3	1,665,048	110.7
93.6	170,982	106.6	328,739,799	4,551,859	96.0	1,644,636	109.4
92.4	170,703	106.4	331,749,898	4,550,441	96.0	1,661,940	110.5
86.3	161,112	100.4	302,259,158	4,107,452	86.6	1,516,680	100.8
85.2	160,980	100.4	295,731,042	3,980,069	84.0	1,487,199	98.9
85.8	162,113	101.1	298,915,249	4,023,573	84.9	1,504,044	100.0
85.5	164,257	102.4	305,274,314	4,039,035	85.2	1,534,420	102.0
90.3	175,738	109.6	307,503,012	4,018,597	84.8	1,546,166	102.8
88.5	174,005	108.5	308,989,641	3,999,038	84.4	1,555,072	103.4
84.1	167,343	104.3	306,729,431	3,931,773	82.9	1,546,475	102.8
82.0	162,706	101.4	288,712,316	3,711,289	78.3	1,455,739	96.8
81.4	162,966	101.6	286,550,358	3,659,413	77.2	1,449,178	96.4
80.1	162,419	101.3	284,615,018	3,603,588	76.0	1,445,627	96.1
80.1	164,566	102.6	283,294,467	3,556,474	75.0	1,444,842	96.1
80.9	168,314	104.9	286,090,273	3,563,256	75.2	1,466,190	97.5
82.3	169,585	105.7	287,893,214	3,638,691	76.8	1,483,328	98.6
81.9	171,125	106.7	288,310,605	3,609,658	76.1	1,491,419	99.2
81.6	173,026	107.9	292,611,258	3,628,522	76.5	1,520,793	101.1
80.0	171,617	107.0	295,872,125	3,648,823	77.0	1,547,602	102.9
80.4	174,736	108.9	298,076,504	3,646,285	76.9	1,567,924	104.3



## 第2章 賦 課



# 1 市民税

## (1) 令和2年度市民税の納税義務者に関する調

(令和2年7月1日現在)

個人	均等割	市内に住所を有する個人 (法第294条第1項第1号)	97,161	人
		市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、市内に住所を有しない者 (法第294条第1項第2号)	39	
		計	97,200	
	所得割	市内に住所を有する個人 (法第294条第1項第1号)	92,156	
法人	均等割	資本等の金額が50億円を超える法人で、市内事業所等の従業者数が50人を超えるもの (法第312条第1項第9号)	41	社
		資本等の金額が10億円を超え50億円以下の法人で、市内事業所等の従業者数が50人を超えるもの (法第312条第1項第8号)	20	
		資本等の金額が10億円を超える法人で、市内事業所等の従業者数が50人以下であるもの (法第312条第1項第7号)	262	
		資本等の金額が1億円を超え10億円以下の法人で、市内事業所等の従業者数が50人を超えるもの (法第312条第1項第6号)	27	
		資本等の金額が1億円を超え10億円以下の法人で、市内事業所等の従業者数が50人以下であるもの (法第312条第1項第5号)	204	
		資本等の金額が1千万円を超え1億円以下の法人で、市内事業所等の従業者数が50人を超えるもの (法第312条第1項第4号)	75	
		資本等の金額が1千万円を超え1億円以下の法人で、市内事業所等の従業者数が50人以下であるもの (法第312条第1項第3号)	719	
		資本等の金額が1千万円以下である法人で、市内事業所等の従業者数が50人を超えるもの (法第312条第1項第2号)	41	
		上記以外の法人等 (法第312条第1項第1号)	4,014	
		計	5,403	
	法人税割	市内に事務所又は事業所を有する法人 (法第294条第1項第3号)	5,352	
		うち連結申告法人	121	

(2) 令和2年度個人市民税の所得区分別納税義務者等に関する調

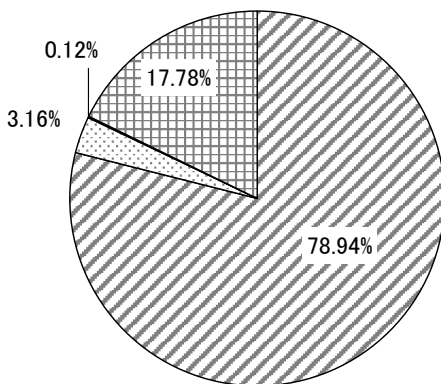
(令和2年7月1日現在)

区 分 所得者区分	均等割のみを納める者		均等割と所得割を納める者			合 計				
	納税義務者数 (A) (人)	均等割額 (B) (千円)	納税義務者数 (C) (人)	均等割額 (D) (千円)	所得割額 (E) (千円)	均等割を納める者		所得割を納める者		納税義務者数 (A)+(C) (人)
						納税義務者数 (F) (A)+(C) (人)	均等割額 (G) (B)+(D) (千円)	納税義務者数 (H) (C) (人)	所得割額 (I) (E) (千円)	
給 与 所 得 者	2,075	7,263	72,753	254,636	9,371,905	74,828	261,899	72,753	9,371,905	74,828
営 業 等 所 得 者	467	1,635	2,911	10,189	409,676	3,378	11,824	2,911	409,676	3,378
農 業 所 得 者	31	109	109	382	10,120	140	491	109	10,120	140
その他の所得者	2,432	8,512	16,383	57,341	1,367,251	18,815	65,853	16,383	1,367,251	18,815
家屋敷等のみ	39	137				39	137			39
計	5,044	17,656	92,156	322,548	11,158,952	97,200	340,204	92,156	11,158,952	97,200

注(1)「家屋敷等のみ」欄は、地方税法第294条第1項第2号に該当する者に係る数である。

上記の所得区分別構成図(現年度課税分)

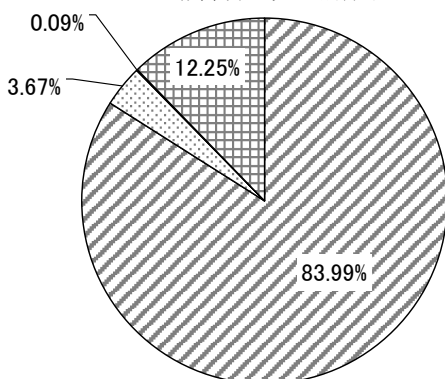
納税義務者数の構成図(所得割)



- 給 与 所 得 者 …… 78.94%
- 営 業 等 所 得 者 …… 3.16%
- 農 業 所 得 者 …… 0.12%
- その他の所得者 …… 17.78%

納税義務者数 92,156人

所得割額の構成図



- 給 与 所 得 者 …… 83.99%
- 営 業 等 所 得 者 …… 3.67%
- 農 業 所 得 者 …… 0.09%
- その他の所得者 …… 12.25%

所得割額 11,158,952千円



## (3) 令和2年度所得区分別所得割額調

(令和2年7月1日現在)

課税標準額の段階 区分	給 与 所 得 者			
	納税義務者数 人	総所得金額 千円	所得割額 千円	1人当たり 所得額 千円
10万円 以下 の 金 額	2,381	1,306,124	3,975	549
10万円 を超え 100万円 以下の金額	19,357	26,446,948	627,595	1,366
100万円 " 200万円 "	21,766	54,184,146	1,795,624	2,489
200万円 " 300万円 "	12,878	48,785,606	1,766,907	3,788
300万円 " 400万円 "	6,787	34,643,135	1,348,242	5,104
400万円 " 550万円 "	5,119	33,594,176	1,372,134	6,563
550万円 " 700万円 "	1,722	14,190,883	602,648	8,241
700万円 " 1,000万円 "	1,384	14,344,579	648,525	10,365
1,000万円 を 超 え る 金 額	970	20,082,978	1,015,383	20,704
合 計	72,364	247,578,575	9,181,033	3,421

課税標準額の段階 区分	営 業 所 得 者			
	納税義務者数 人	総所得金額 千円	所得割額 千円	1人当たり 所得額 千円
10万円 以下 の 金 額	167	146,971	290	880
10万円 を超え 100万円 以下の金額	969	1,539,466	26,993	1,589
100万円 " 200万円 "	720	1,916,400	57,335	2,662
200万円 " 300万円 "	403	1,526,757	56,074	3,788
300万円 " 400万円 "	219	1,081,189	43,387	4,937
400万円 " 550万円 "	169	1,083,596	45,948	6,412
550万円 " 700万円 "	83	662,839	29,759	7,986
700万円 " 1,000万円 "	61	634,094	28,540	10,395
1,000万円 を 超 え る 金 額	98	2,222,744	111,592	22,681
合 計	2,889	10,814,056	399,918	3,743

課税標準額の段階 区分	農 業 所 得 者			
	納税義務者数 人	総所得金額 千円	所得割額 千円	1人当たり 所得額 千円
10万円 以下 の 金 額	8	8,471	17	1,059
10万円 を超え 100万円 以下の金額	38	61,466	933	1,618
100万円 " 200万円 "	26	75,799	2,030	2,915
200万円 " 300万円 "	23	87,436	3,306	3,802
300万円 " 400万円 "	7	39,143	1,500	5,592
400万円 " 550万円 "	4	26,866	1,040	6,717
550万円 " 700万円 "	2	13,900	769	6,950
700万円 " 1,000万円 "	1	11,271	525	11,271
1,000万円 を 超 え る 金 額	0	0	0	0
合 計	109	324,352	10,120	2,976

課税標準額の段階	区 分	そ の 他 の 所 得 者			
		納税義務者数 人	総所得金額 千円	所得割額 千円	1人当たり 所得額 千円
10万円 以 下 の 金 額		1,021	828,228	1,828	811
10万円 を超え 100万円 以下の金額		9,203	12,499,033	250,675	1,358
100万円 " 200万円 "		3,601	8,471,285	281,744	2,352
200万円 " 300万円 "		846	3,030,541	117,625	3,582
300万円 " 400万円 "		378	1,799,538	75,534	4,761
400万円 " 550万円 "		262	1,588,434	70,230	6,063
550万円 " 700万円 "		110	841,222	38,856	7,647
700万円 " 1,000万円 "		120	1,189,968	57,192	9,916
1,000万円 を 超 え る 金 額		139	2,782,586	146,136	20,019
合 計		15,680	33,030,835	1,039,820	2,107

課税標準額の段階	区 分	土地等に係る事業所得等並びに長期譲渡所得、短期譲渡所得、株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等について分離課税をした者に係る分			
		納税義務者数 人	総所得金額 千円	所得割額 千円	1人当たり 所得額 千円
10万円 以 下 の 金 額		228	75,870	89,295	333
10万円 を超え 100万円 以下の金額		186	290,234	47,138	1,560
100万円 " 200万円 "		169	435,434	43,651	2,577
200万円 " 300万円 "		112	429,982	43,432	3,839
300万円 " 400万円 "		95	488,684	32,856	5,144
400万円 " 550万円 "		98	655,545	38,704	6,689
550万円 " 700万円 "		52	423,415	24,088	8,143
700万円 " 1,000万円 "		68	692,719	38,553	10,187
1,000万円 を 超 え る 金 額		106	2,836,803	169,078	26,762
合 計		1,114	6,328,686	526,795	5,681

課税標準額の段階	区 分	合 計			
		納税義務者数 人	総所得金額 千円	所得割額 千円	1人当たり 所得額 千円
10万円 以 下 の 金 額		3,805	2,365,664	95,405	622
10万円 を超え 100万円 以下の金額		29,753	40,837,147	953,334	1,373
100万円 " 200万円 "		26,282	65,083,064	2,180,384	2,476
200万円 " 300万円 "		14,262	53,860,322	1,987,344	3,776
300万円 " 400万円 "		7,486	38,051,689	1,501,519	5,083
400万円 " 550万円 "		5,652	36,948,617	1,528,056	6,537
550万円 " 700万円 "		1,969	16,132,259	696,120	8,193
700万円 " 1,000万円 "		1,634	16,872,631	773,335	10,326
1,000万円 を 超 え る 金 額		1,313	27,925,111	1,442,189	21,268
合 計		92,156	298,076,504	11,157,686	3,234

(4) 令和2年度分に係る所得控除等の人員等に関する調

(令和2年7月1日現在)

所得控除を行った 納税義務者数	雑損控除	医療費控除	社会保険料控除	小規模企業共済等掛金控除	生命保険料控除		地震保険料控除		
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	うち個人年金分 (人)	(人)	うち長期分 (人)	
	23	12,601	88,427	5,549	64,901	15,215	23,845	1,340	
	障害者控除				寡婦控除				
	普通	特別障害者	実人員	一般	特別割増	計			
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)			
	1,634	1,473	3,067	907	1,006	1,913			
	寡夫控除	勤労学生控除	配偶者控除				配偶者特別控除		
			一般 (70歳未満)	老人配偶者 (70歳以上)	計			(人)	
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)			
212	6	14,418	4,834	19,252	4,075				
扶養控除							配偶者及び扶養親族のうち同居特障加算分(23万円)にかかる者		
一般 (16歳～18歳) (23歳～69歳)	特定扶養親族 (19歳～22歳)	老人扶養親族 (70歳以上)	同居老親等 (70歳以上)	実人員			(人)		
(人)	(人)	(人)	(人)	(人)			(人)		
6,558	3,835	835	2,518	11,768			746		

障害者控除の 対象となった 人員	納税義務者数			扶養親族及び控除対象配偶者		
	一般	特別	計	一般	特別	計
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
	788	621	1,409	902	887	1,789

特定支出控除 の対象となった 納税義務者数	住民税の課税の対象となった 配当所得に係る納税義務者数等		住民税の課税の対象となった 利子所得に係る納税義務者数等	
	納税義務者数 (人)	配当所得の金額 (千円)	納税義務者数 (人)	利子所得の金額 (千円)
2	1,831	1,089,363	23	15,146

税額控除を行った 納税義務者数	配当控除	住宅借入金等特別税額控除	寄附金税額控除	外国税額控除	配当割額の控除	株式等譲渡所得割額の 控除
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
	1,385	3,921	6,183	26	1,273	364

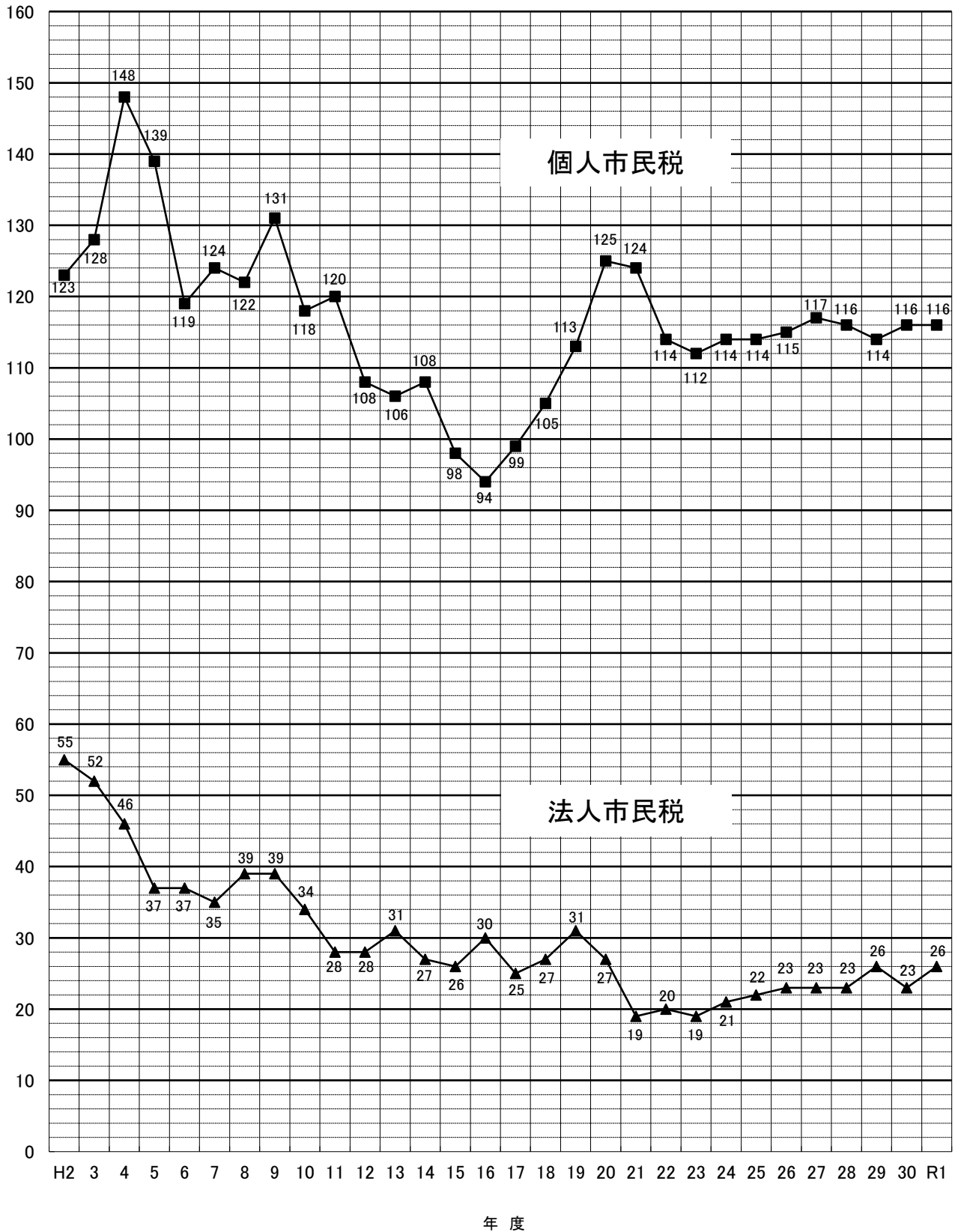
(5) 市民税年度別調定額(現年課税分)に関する調

年度 区分			平成 27年度		平成 28年度		平成 29年度		平成 30年度		令和元年度		
			調定額 (千円)	前年比 (%)	調定額 (千円)	前年比 (%)	調定額 (千円)	前年比 (%)	調定額 (千円)	前年比 (%)	調定額 (千円)	前年比 (%)	
個人	普通徴収	均等割	108,768	98.2	92,705	85.2	87,965	94.9	87,745	99.7	87,004	99.2	
		所得割	3,131,396	104.2	2,576,902	82.3	2,301,604	89.3	2,406,113	104.5	2,408,496	100.1	
		計	3,240,164	104.0	2,669,607	82.4	2,389,569	89.5	2,493,858	104.4	2,495,500	100.1	
	特別徴収	均等割	221,522	101.3	240,014	108.3	247,333	103.0	250,646	101.3	252,903	100.9	
		所得割	8,128,136	101.5	8,506,359	104.7	8,628,489	101.4	8,698,366	100.8	8,753,885	100.6	
		計	8,349,658	101.4	8,746,373	104.8	8,875,822	101.5	8,949,012	100.8	9,006,788	100.6	
	人	計	均等割	330,290	100.2	332,719	100.7	335,298	100.8	338,391	100.9	339,907	100.4
			所得割	11,259,532	102.2	11,083,261	98.4	10,930,093	98.6	11,104,479	101.6	11,162,381	100.5
			計	11,589,822	102.1	11,415,980	98.5	11,265,391	98.7	11,442,870	101.6	11,502,288	100.5
		分離課税 (退職所得)	106,121	102.1	205,742	193.9	108,729	52.8	113,416	104.3	104,444	92.1	
法人	均等割	610,568	100.6	621,956	101.9	618,463	99.4	599,365	96.9	610,141	101.8		
	法人税割	1,717,706	102.5	1,705,025	99.3	2,053,806	120.5	1,794,718	87.4	2,015,531	112.3		
	計	2,328,274	102.0	2,326,981	99.9	2,672,269	114.8	2,394,083	89.6	2,625,672	109.7		
合計			14,024,217	102.1	13,948,703	99.5	14,046,389	100.7	13,950,369	99.3	14,232,404	102.0	

※端数処理のため、各欄の合計は一致しない場合がある。

(6) 市民税年度別調定額(現年課税分)に関する調の推移(平成2年度以降)

調定額 (億円)



## 2 固定資産税

(1) 土地の決定価格等に関する調（法定免税点以上のもの）

年 度 区 分 地 目		平成 29 年度				平成 30 年度					
		地 積 (イ) (㎡)	決定価格 (ロ) (千円)	単 位 地 積 当たり最高額 (ハ) (円)	課税標準額 (ニ) (千円)	地 積 (イ) (㎡)	決定価格 (ロ) (千円)	単 位 地 積 当たり最高額 (ハ) (円)	課税標準額 (ニ) (千円)		
田	一 般 田	5,049,523	525,443	124	525,443	5,010,921	521,143	124	521,143		
	勸 告 遊 休 田	0	0	0	0	0	0	0	0		
	介在田・市街化区域田	193,376	10,847,548	87,391	3,731,608	196,354	10,166,647	85,372	3,498,545		
畑	一 般 畑	16,959,664	1,044,999	90	1,044,999	16,936,370	1,043,191	90	1,043,191		
	勸 告 遊 休 畑	0	0	0	0	0	0	0	0		
	介在畑・市街化区域畑	592,304	29,167,186	133,532	10,657,148	575,947	27,631,536	132,798	10,082,696		
宅 地	小規模住宅用地	10,401,211	705,951,471	464,145	117,651,641	10,462,585	696,550,957	464,436	116,067,410		
	一 般 住 宅 用 地	3,120,817	170,612,538	257,635	56,867,167	3,116,512	166,868,869	257,635	55,606,567		
	商業地等(非住宅用地)	4,918,262	288,644,489	547,602	197,462,105	4,907,844	283,895,798	571,194	194,165,664		
	小 計	18,440,290	1,165,208,498	547,602	371,980,913	18,486,941	1,147,315,624	571,194	365,839,641		
塩 田											
鉱 泉 地		0	0	0	0	0	0	0	0		
池 沼		8,012	300,788	57,176	210,591	8,009	276,854	52,630	193,837		
山 林	一 般 山 林	14,707,527	554,636	215	554,630	14,679,217	553,525	215	553,519		
	介 在 山 林	180,478	467,927	45,800	326,345	175,752	459,425	49,050	320,085		
牧 場		40,597	2,192	54	2,192	40,597	2,192	54	2,192		
原 野		2,279,343	49,049	296	48,843	2,279,838	49,058	296	48,852		
雑 種 地	ゴ ル フ 場	216,988	596,055	2,850	396,369	216,988	581,610	2,730	385,595		
	遊 園 地	0	0	0	0	0	0	0	0		
	鉄 軌 道 用 地	単体利用	1,240,281	21,663,996	67,700	14,950,869	1,240,540	21,487,419	67,600	14,576,536	
		複 合 利 用	小規模住宅用地	0	0	0	0	0	0	0	0
			一般住宅用地	0	0	0	0	0	0	0	0
			住宅用地以外	21,336	1,399,180	234,400	953,384	21,336	1,401,323	235,800	950,817
	計	21,336	1,399,180	234,400	953,384	21,336	1,401,323	235,800	950,817		
	そ の 他 雑 種 地	2,647,568	95,844,883	343,768	66,177,482	2,651,976	92,868,880	344,253	64,203,489		
計	4,126,173	119,504,114	343,768	82,478,104	4,130,840	116,339,232	344,253	80,116,437			
そ の 他											
合 計		62,577,287	1,327,672,380		471,560,816	62,520,786	1,304,358,427		462,220,138		

(各年 1月1日現在)

令和元年度				令和2年度			
地積 (イ) (㎡)	決定価格 (ロ) (千円)	単位地積 当たり最高額 (ハ) (円)	課税標準額 (ニ) (千円)	地積 (イ) (㎡)	決定価格 (ロ) (千円)	単位地積 当たり最高額 (ハ) (円)	課税標準額 (ニ) (千円)
4,959,802	515,631	124	515,631	4,880,104	507,020	124	507,020
0	0	0	0	0	0	0	0
188,561	9,716,006	84,028	3,434,863	188,534	8,904,277	82,684	3,376,795
16,879,084	1,039,439	90	1,039,439	16,785,918	1,033,767	90	1,033,767
0	0	0	0	0	0	0	0
562,239	25,985,426	132,078	9,597,722	544,031	24,499,302	132,078	8,998,145
10,507,071	689,353,855	464,436	114,888,152	10,569,034	682,409,852	464,436	113,733,017
3,112,850	163,497,258	257,635	54,497,301	3,117,386	160,485,166	257,635	53,494,242
4,813,734	278,893,620	571,194	190,887,959	4,843,931	278,108,760	571,194	190,564,579
18,433,655	1,131,744,733	571,194	360,273,412	18,530,351	1,121,003,778	571,194	357,791,838
0	0	0	0	0	0	0	0
8,009	270,053	51,337	189,076	8,009	261,283	49,668	182,937
14,694,967	554,006	215	554,001	14,732,050	555,355	215	555,352
175,370	447,326	48,550	311,727	174,899	436,871	48,550	304,409
40,597	2,192	54	2,192	40,597	2,192	54	2,192
2,279,805	49,051	296	48,847	2,280,438	49,067	296	48,863
216,988	581,610	2,730	385,595	216,988	581,610	2,730	385,595
0	0	0	0	0	0	0	0
1,240,272	21,282,715	67,600	14,465,154	1,240,384	21,095,283	67,600	14,350,012
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
21,514	1,403,078	235,800	956,501	21,514	1,395,298	235,800	952,207
21,514	1,403,078	235,800	956,501	21,514	1,395,298	235,800	952,207
2,801,196	95,623,427	344,253	66,232,712	2,822,667	94,128,967	344,253	65,185,657
4,279,970	118,890,830	344,253	82,039,962	4,301,553	117,201,158	344,253	80,873,471
62,502,059	1,289,214,693		458,006,872	62,466,484	1,274,454,070		453,674,789

## (2) 土地に関する概要調書(総括表)

区 分 地 目		地 積				決 定			
		非課税 地 積 (イ) (㎡)	評価総 地 積 (ロ) (㎡)	法定免税点 未満のもの (ロ)-(ニ) (ハ) (㎡)	法定免税点 以上のもの (ニ) (㎡)	総 額 (ホ) (千円)	法定免税点 未満のもの (ホ)-(ト) (ヘ) (千円)		
田	一 般 田	10,023	5,297,712	417,608	4,880,104	550,673	43,653		
	勸 告 遊 休 田	0	0	0	0	0	0		
	介在田・市街化区域田	1,505	188,588	54	188,534	8,906,110	1,833		
畑	一 般 畑	199,242	17,912,373	1,126,455	16,785,918	1,103,830	70,063		
	勸 告 遊 休 畑	0	0	0	0	0	0		
	介在畑・市街化区域畑	7,232	544,273	242	544,031	24,502,219	2,917		
宅 地	小規模住宅用地		10,577,526	8,492	10,569,034	682,756,642	346,790		
	一 般 住 宅 用 地		3,118,341	955	3,117,386	160,516,925	31,759		
	商業地等(非住宅用地)		4,845,208	1,277	4,843,931	278,116,545	7,785		
	小 計	1,246,176	18,541,075	10,724	18,530,351	1,121,390,112	386,334		
塩 田		0							
鉱 泉 地		0	0	0	0	0	0		
池 沼		7,996	8,451	442	8,009	261,310	27		
山 林	一 般 山 林	1,958,133	16,109,783	1,377,733	14,732,050	607,740	52,385		
	介 在 山 林	59,672	186,595	11,696	174,899	440,203	3,332		
牧 場		0	40,597	0	40,597	2,192	0		
原 野		10,778,144	2,545,808	265,370	2,280,438	54,408	5,341		
雑 種 地	ゴ ル フ 場	687,489	216,988	0	216,988	581,610	0		
	遊 園 地	0	0	0	0	0	0		
	鉄 軌 道 用 地	単体利用		41,948	1,240,493	109	1,240,384	21,095,611	328
		複 合 利 用	小規模住宅用地		0	0	0	0	0
			一般住宅用地		0	0	0	0	0
			住宅用地以外		21,514	0	21,514	1,395,298	0
	計		0	21,514	0	21,514	1,395,298	0	
そ の 他 雑 種 地		1,548,413	2,855,666	32,999	2,822,667	94,235,647	106,680		
計		2,277,850	4,334,661	33,108	4,301,553	117,308,166	107,008		
そ の 他		22,752,273							
合 計		39,298,246	65,709,916	3,243,432	62,466,484	1,275,126,963	672,893		



(令和2年1月1日現在)

総数(人)	法定免税点未満のもの(人)	法定免税点以上のもの(人)
54,707	3,784	50,923

価 格		筆 数				単位当たり価格	
法定免税点 以上のもの (ト) (千円)	(ト)に係る 課税標準額 (チ) (千円)	非課税 地筆数 (リ) (筆)	評 価 総筆数 (ヌ) (筆)	法定免税点 未満のもの (ヌ)-(フ) (ル) (筆)	法定免税点 以上のもの (フ) (筆)	平均価格 (ホ)/(ロ) (ワ) (円)	最高価格 (カ) (円)
507,020	507,020	68	9,407	870	8,537	104	124
0	0	0	0	0	0	0	0
8,904,277	3,376,795	15	436	4	432	47,225	82,684
1,033,767	1,033,767	406	29,484	2,317	27,167	62	90
0	0	0	0	0	0	0	0
24,499,302	8,998,145	41	2,242	13	2,229	45,018	132,078
682,409,852	113,733,017		79,202	658	78,544	64,548	464,436
160,485,166	53,494,242		29,395	207	29,188	51,475	257,635
278,108,760	190,564,579		13,841	51	13,790	57,400	571,194
1,121,003,778	357,791,838	1,925	122,438	916	121,522	60,481	571,194
		0					
0	0	0	0	0	0	0	0
261,283	182,937	15	10	2	8	30,921	49,668
555,355	555,352	337	12,070	1,691	10,379	38	215
436,871	304,409	76	563	53	510	2,359	48,550
2,192	2,192	0	54	0	54	54	54
49,067	48,863	263	862	186	676	21	296
581,610	385,595	5	55	0	55	2,680	2,730
0	0	0	0	0	0	0	0
21,095,283	14,350,012	297	3,200	2	3,198	17,006	67,600
0	0		0	0	0	0	0
0	0		0	0	0	0	0
1,395,298	952,207		43	0	43	64,855	235,800
1,395,298	952,207	0	43	0	43	64,855	235,800
94,128,967	65,185,657	2,479	11,451	848	10,603	33,000	344,253
117,201,158	80,873,471	2,781	14,749	850	13,899	27,063	344,253
		77,021					
1,274,454,070	453,674,789	82,948	192,315	6,902	185,413	19,405	

## (3) 宅地介在農地等に関する調

区 分		地 積			決 定 価 格			
		評 価 総地積 (㎡)	法定免税点 未満のもの (㎡)	法定免税点 以上のもの (㎡)	総 額 (千円)	法定免税点 未満のもの (千円)	法定免税点 以上のもの (千円)	
介 在 田		40,813	0	40,813	1,189,060	0	1,189,060	
介 在 畑		82,091	157	81,934	2,551,003	984	2,550,019	
宅地介在山林		186,595	11,696	174,899	440,203	3,332	436,871	
農地介在山林		0	0	0	0	0	0	
市 街 化 区 域 農 地	通 常 市 街 化 区 域 農 地	特定市農 (平28以前参入分)	142,160	54	142,106	7,448,156	1,833	7,446,323
		特定市農 (平29以後参入分)	5,615	0	5,615	268,894	0	268,894
		上 記 以 外	0	0	0	0	0	0
		小 計	147,775	54	147,721	7,717,050	1,833	7,715,217
	農 地	特定市農 (平28以前参入分)	449,673	74	449,599	21,396,529	1,698	21,394,831
		特定市農 (平29以後参入分)	12,509	11	12,498	554,687	235	554,452
		上 記 以 外	0	0	0	0	0	0
		小 計	462,182	85	462,097	21,951,216	1,933	21,949,283
	計	特定市農 (平28以前参入分)	591,833	128	591,705	28,844,685	3,531	28,841,154
		特定市農 (平29以後参入分)	18,124	11	18,113	823,581	235	823,346
		上 記 以 外	0	0	0	0	0	0
		計	609,957	139	609,818	29,668,266	3,766	29,664,500

(令和2年1月1日現在)

単位当たり 最高価格  (円/㎡)	課 税 標 準 額			筆 数		
	総 額 (千円)	法定免税点 未満のもの (千円)	法定免税点 以上のもの (千円)	総 数 (筆)	法定免税点 未満のもの (筆)	法定免税点 以上のもの (筆)
75,600	832,946	0	832,946	79	0	79
102,600	1,776,831	689	1,776,142	386	6	380
48,550	306,741	2,332	304,409	563	53	510
0	0	0	0	0	0	0
82,684	2,482,719	611	2,482,108	346	4	342
63,648	61,741	0	61,741	11	0	11
0	0	0	0	0	0	0
82,684	2,544,460	611	2,543,849	357	4	353
132,078	7,132,124	567	7,131,557	1,826	6	1,820
70,678	90,493	47	90,446	30	1	29
0	0	0	0	0	0	0
132,078	7,222,617	614	7,222,003	1,856	7	1,849
132,078	9,614,843	1,178	9,613,665	2,172	10	2,162
70,678	152,234	47	152,187	41	1	40
0	0	0	0	0	0	0
132,078	9,767,077	1,225	9,765,852	2,213	11	2,202

## (4) 宅地に関する調(法定免税点以上のもの)

(令和2年1月1日現在)

		納税義務者数 (人)	地 積 (㎡)	決定価格 (千円)	最高価格地の所在地番	課税標準額 (千円)	筆数 (筆)	単位当たり 最高価格 (円/㎡)
商業地区	繁 華 街	0	0	0	-	0	0	0
	高度商業地区Ⅰ	0	0	0	-	0	0	0
	高度商業地区Ⅱ	141	50,451	16,744,141	栄町2丁目554番13	10,895,876	347	571,194
	普通商業地区	1,116	733,558	71,253,932	栄町2丁目554番45	37,674,562	2,185	240,209
	計	1,257	784,009	87,998,073		48,570,438	2,532	571,194
住宅地区	併用住宅地区	3,245	1,313,454	109,335,363	城山1丁目575番7	45,613,671	6,348	165,415
	高級住宅地区	132	67,370	6,397,302	南町3丁目724番13	1,762,646	220	122,830
	普通住宅地区	38,668	11,395,690	772,385,884	城山1丁目585番1	194,075,241	65,450	146,295
	計	42,045	12,776,514	888,118,549		241,451,558	72,018	165,415
工業地区	大工場地区	130	1,495,552	51,203,975	成田919番3	35,423,579	906	43,170
	中小工場地区	269	216,618	9,870,022	前川148番1	5,743,548	538	85,059
	家内工業地区	0	0	0	-	0	0	0
	計	399	1,712,170	61,073,997		41,167,127	1,444	85,059
村落地区	集 団 地 区	0	0	0	-	0	0	0
	村 落 地 区	6,705	3,190,017	83,630,912	荻窪487番3	26,493,365	12,655	69,500
	計	6,705	3,190,017	83,630,912		26,493,365	12,655	69,500
観 光 地 区		0	0	0	-	0	0	0
農業用施設の用に 供する宅地		210	65,037	175,317	永塚181番3	105,192	351	3,514
生産緑地地区内 の宅地		5	2,604	6,930	曾比2258番1	4,158	9	2,661
合 計		50,621	18,530,351	1,121,003,778		357,791,838	89,009	571,194

## (5) 土地に係る負担調整措置等による軽減額に関する調

(令和2年1月1日現在)

区 分	評価総地積 (イ) (㎡)	決 定 価 格			軽 減 額				提示平均 価額 (ウ) (円)
		総 額 (ロ) (千円)	法定免税点 未満のもの (ウ)-(ニ) (ハ) (千円)	法定免税点 以上のもの (ニ) (千円)	課税標準額の 特例によるもの (ホ)	負担調整措置 によるもの (ヘ)	特定市街化区域 農地に係るもの (ト)	合 計 (ハ)+(ホ)+(ヘ)+(ト) (チ) (千円)	
一 般 田	5,297,712	550,673	43,653	507,020	0	0		43,653	104,077
一 般 畑	17,912,373	1,103,830	70,063	1,033,767	0	0		70,063	61,636
宅 地 (宅地A・Bを除く)	18,472,253	1,121,204,708	383,177	1,120,821,531	675,505,561	87,633,482		763,522,220	62,275
一 般 山 林	16,109,783	607,740	52,385	555,355	0	3		52,388	37,710
小 計	57,792,121	1,123,466,951	549,278	1,122,917,673	675,505,561	87,633,485		763,688,324	
宅地A(農業用施設用 地・農地+造成費)	66,218	178,474	3,157	175,317	0	70,125		73,282	
宅地B(生産緑地区内の 宅地・農地等+造成費)	2,604	6,930	0	6,930	0	2,772		2,772	
上記以外の 地目の計	7,848,973	151,474,608	120,458	151,354,150	278,049	37,396,719	19,892,570	57,687,796	
小 計	7,917,795	151,660,012	123,615	151,536,397	278,049	37,469,616	19,892,570	57,763,850	
合 計	65,709,916	1,275,126,963	672,893	1,274,454,070	675,783,610	125,103,101	19,892,570	821,452,174	

(注) 提示平均価額は、宅地(宅地A・Bを除く)にあつては1㎡当たり、一般田、一般畑及び一般山林にあつては1,000㎡当たりの価額である。

## (6) 家屋に関する概要調書(総括表)

(令和2年1月1日現在)

区 分		納税義務者 数 (人)	棟 数	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	単位当たり 価 格 (円)
木 造	総 数		60,532	6,301,476	173,275,646	27,498
	法定免税点未満のもの		3,428	107,498	193,284	1,798
	法定免税点以上のもの		57,104	6,193,978	173,082,362	27,944
木 造 以 外	総 数		15,950	5,438,481	277,925,113	51,103
	法定免税点未満のもの		179	3,126	17,181	5,496
	法定免税点以上のもの		15,771	5,435,355	277,907,932	51,130
計	総 数	60,405	76,482	11,739,957	451,200,759	38,433
	法定免税点未満のもの	2,814	3,607	110,624	210,465	1,903
	法定免税点以上のもの	57,591	72,875	11,629,333	450,990,294	38,780
非 課 税 家 屋			842	503,359		

## (7) 木造家屋に関する調

区 分 家屋の種類	棟 数			床 面 積		
	総 数	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの	総 数	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの
	(イ)	(ロ)	(イ)-(ロ) (ハ)	(ニ) (㎡)	(ホ) (㎡)	(ニ)-(ホ) (ヘ) (㎡)
専 用 住 宅	44,882	853	44,029	5,015,407	38,243	4,977,164
共 同 住 宅・寄 宿 舎	2,261	1	2,260	479,379	123	479,256
併 用 住 宅	住 宅 部 分 1	2,203	58	2,145	200,957	198,723
	その他の用の部分 2	2,203	58	2,145	101,219	99,877
	計(棟数については 1の数値を記入)	2,203	58	2,145	302,176	298,600
旅 館・料 亭・ホ テ ル	47	0	47	7,045	0	7,045
事 務 所・銀 行・店 舗	774	36	738	81,240	806	80,434
劇 場・病 院	55	0	55	11,340	0	11,340
工 場・倉 庫	804	107	697	76,883	5,671	71,212
土 蔵	180	17	163	8,889	816	8,073
附 属 家	9,326	2,356	6,970	319,117	58,263	260,854
合 計	60,532	3,428	57,104	6,301,476	107,498	6,193,978

(参考)

実際免税点の額
200,000円

(令和2年1月1日現在)

決 定 価 格			単 位 当 たり 価 格		
総 額	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの	(ト) / (ニ)	(チ) / (ホ)	(リ) / (ヘ)
(ト)	(チ)	(ト)-(チ) (リ)	(ヌ)	(ル)	(ヲ)
(千円)	(千円)	(千円)	(円)	(円)	(円)
148,984,382	82,912	148,901,470	29,705	2,168	29,917
15,033,636	167	15,033,469	31,361	1,358	31,368
3,535,962	5,150	3,530,812	17,596	2,305	17,768
1,554,697	3,290	1,551,407	15,360	2,452	15,533
5,090,659	8,440	5,082,219	16,847	2,360	17,020
116,505	0	116,505	16,537	0	16,537
1,674,325	3,844	1,670,481	20,610	4,769	20,768
420,374	0	420,374	37,070	0	37,070
455,986	9,459	446,527	5,931	1,668	6,270
26,023	2,011	24,012	2,928	2,464	2,974
1,473,756	86,451	1,387,305	4,618	1,484	5,318
173,275,646	193,284	173,082,362	27,498	1,798	27,944

## (8) 木造以外の家屋に関する調

家屋の種類	区分 構造別	棟数					
		総数		法定免税点未満のもの		法定免税点以上のもの	
		棟数 (イ)	主たる用途以外の棟数	棟数 (ロ)	主たる用途以外の棟数	棟数 (ハ)	主たる用途以外の棟数
事務所・店舗・百貨店	鉄骨鉄筋コンクリート造	28	11	0	0	28	11
	鉄筋コンクリート造	307	203	0	0	307	203
	鉄骨造	1,037	621	0	0	1,037	621
	軽量鉄骨造	255	148	1	1	254	147
	れんが造・コンクリートブロック造	21	2	0	0	21	2
	その他	0	0	0	0	0	0
	計	1,648	985	1	1	1,647	984
住宅・アパート	鉄骨鉄筋コンクリート造	27	4	0	0	27	4
	鉄筋コンクリート造	1,150	68	0	0	1,150	68
	鉄骨造	1,333	203	0	0	1,333	203
	軽量鉄骨造	6,222	15	3	0	6,219	15
	れんが造・コンクリートブロック造	73	7	0	0	73	7
	その他	1	0	0	0	1	0
	計	8,806	297	3	0	8,803	297
病院・ホテル	鉄骨鉄筋コンクリート造	4	0	0	0	4	0
	鉄筋コンクリート造	55	19	0	0	55	19
	鉄骨造	51	18	0	0	51	18
	軽量鉄骨造	12	5	0	0	12	5
	れんが造・コンクリートブロック造	1	0	0	0	1	0
	その他	0	0	0	0	0	0
	計	123	42	0	0	123	42
工場・倉庫・市場	鉄骨鉄筋コンクリート造	14	1	0	0	14	1
	鉄筋コンクリート造	192	22	0	0	192	22
	鉄骨造	968	102	0	0	968	102
	軽量鉄骨造	400	19	9	0	391	19
	れんが造・コンクリートブロック造	191	7	10	0	181	7
	その他	0	0	0	0	0	0
	計	1,765	151	19	0	1,746	151
その他	鉄骨鉄筋コンクリート造	4	1	0	0	4	1
	鉄筋コンクリート造	942	53	12	0	930	53
	鉄骨造	561	117	6	0	555	117
	軽量鉄骨造	1,096	31	65	0	1,031	31
	れんが造・コンクリートブロック造	994	9	73	0	921	9
	その他	11	0	0	0	11	0
	計	3,608	211	156	0	3,452	211
合計	鉄骨鉄筋コンクリート造	77	17	0	0	77	17
	鉄筋コンクリート造	2,646	365	12	0	2,634	365
	鉄骨造	3,950	1,061	6	0	3,944	1,061
	軽量鉄骨造	7,985	218	78	1	7,907	217
	れんが造・コンクリートブロック造	1,280	25	83	0	1,197	25
	その他	12	0	0	0	12	0
	計	15,950	1,686	179	1	15,771	1,685



(令和2年1月1日現在)

床面積			決定価格			単位当たり価格		
総数 (ニ) (㎡)	法定免税点 未満のもの (ホ) (㎡)	法定免税点 以上のもの (ニ)-(ホ) (ヘ) (㎡)	総額 (ト) (千円)	法定免税点 未満のもの (チ) (千円)	法定免税点 以上のもの (ト)-(チ) (リ) (千円)	(ト)/(ニ) (ヌ) (円)	(チ)/(ホ) (ル) (円)	(リ)/(ヘ) (ロ) (円)
234,345	0	234,345	14,067,615	0	14,067,615	60,030	0	60,030
350,153	0	350,153	21,776,126	0	21,776,126	62,190	0	62,190
610,790	0	610,790	35,209,327	0	35,209,327	57,646	0	57,646
32,570	15	32,555	911,360	111	911,249	27,982	7,400	27,991
2,062	0	2,062	46,730	0	46,730	22,662	0	22,662
17	0	17	283	0	283	16,647	0	16,647
1,229,937	15	1,229,922	72,011,441	111	72,011,330	58,549	7,400	58,550
106,712	0	106,712	7,076,207	0	7,076,207	66,311	0	66,311
835,780	0	835,780	54,469,896	0	54,469,896	65,173	0	65,173
349,319	0	349,319	18,182,592	0	18,182,592	52,052	0	52,052
940,523	49	940,474	36,771,204	408	36,770,796	39,097	8,327	39,098
6,360	0	6,360	88,752	0	88,752	13,955	0	13,955
222	0	222	3,404	0	3,404	15,333	0	15,333
2,238,916	49	2,238,867	116,592,055	408	116,591,647	52,075	8,327	52,076
61,749	0	61,749	10,546,766	0	10,546,766	170,801	0	170,801
73,538	0	73,538	5,791,724	0	5,791,724	78,758	0	78,758
35,982	0	35,982	3,276,726	0	3,276,726	91,066	0	91,066
3,458	0	3,458	158,961	0	158,961	45,969	0	45,969
51	0	51	1,536	0	1,536	30,118	0	30,118
0	0	0	0	0	0	0	0	0
174,778	0	174,778	19,775,713	0	19,775,713	113,148	0	113,148
101,152	0	101,152	4,478,853	0	4,478,853	44,278	0	44,278
202,760	0	202,760	4,975,950	0	4,975,950	24,541	0	24,541
1,057,975	0	1,057,975	44,343,619	0	44,343,619	41,914	0	41,914
48,224	255	47,969	469,159	1,144	468,015	9,729	4,486	9,757
10,285	212	10,073	97,190	1,026	96,164	9,450	4,840	9,547
20	0	20	279	0	279	13,950	0	13,950
1,420,416	467	1,419,949	54,365,050	2,170	54,362,880	38,274	4,647	38,285
16,068	4	16,064	1,781,784	163	1,781,621	110,890	40,750	110,908
69,526	168	69,358	3,596,190	1,964	3,594,226	51,724	11,690	51,821
224,390	144	224,246	9,203,399	725	9,202,674	41,015	5,035	41,038
45,041	1,444	43,597	394,908	5,886	389,022	8,768	4,076	8,923
19,110	835	18,275	198,508	5,754	192,754	10,388	6,891	10,547
299	0	299	6,065	0	6,065	20,284	0	20,284
374,434	2,595	371,839	15,180,854	14,492	15,166,362	40,543	5,585	40,787
520,026	4	520,022	37,951,225	163	37,951,062	72,979	40,750	72,980
1,531,757	168	1,531,589	90,609,886	1,964	90,607,922	59,154	11,690	59,159
2,278,456	144	2,278,312	110,215,663	725	110,214,938	48,373	5,035	48,376
1,069,816	1,763	1,068,053	38,705,592	7,549	38,698,043	36,180	4,282	36,232
37,868	1,047	36,821	432,716	6,780	425,936	11,427	6,476	11,568
558	0	558	10,031	0	10,031	17,977	0	17,977
5,438,481	3,126	5,435,355	277,925,113	17,181	277,907,932	51,103	5,496	51,130

(9) 新增分家屋に関する調  
=木造家屋=

(平成31年1月2日～令和2年1月1日)

家屋の種類		棟数		床面積		決定価格		単位当たり 価格 (円)/(円)
		総数	うち 増築分	総数(イ)		総額(ロ)		
				(㎡)	うち 増築分	(千円)	うち 増築分	
新 増 分	専用住宅	597	12	64,615	228	4,981,779	14,617	77,099
	共同住宅・寄宿舎	55	1	16,405	28	1,275,694	1,515	77,763
	併用住宅	6	1	917	63	62,157	4,660	67,783
	旅館・料亭・ホテル	0	0	0	0	0	0	0
	事務所・銀行・店舗	7	0	940	0	50,089	0	53,286
	劇場・病院	2	0	1,434	0	88,643	0	61,815
	工場・倉庫	5	0	251	0	10,468	0	41,705
	土蔵	0	0	0	0	0	0	0
附属家	3	0	82	0	4,174	0	50,902	
合計		675	14	84,644	319	6,473,004	20,792	76,473

=木造以外の家屋=

家屋の種類		区分 構造別		棟数		床面積		決定価格		単位当たり 価格 (円)/(円)
				総数	うち 増築分	総数(イ)		総額(ロ)		
						(㎡)	うち 増築分	(千円)	うち 増築分	
新 増 分	事務所・ 百貨・ 店舗・ 店舗	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	0	0	0	0	0	0	0
		鉄筋コンクリート造	0	0	0	0	0	0	0	0
		鉄骨造	9	2	3,405	318	485,969	33,206	142,722	
		軽量鉄骨造	5	0	466	0	38,682	0	83,009	
		れんが造・コンクリートブロック造	0	0	0	0	0	0	0	
		その他	0	0	0	0	0	0	0	
		計	14	2	3,871	318	524,651	33,206	135,534	
	住宅・ アパート	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	0	0	0	0	0	0	
		鉄筋コンクリート造	1	0	1,018	0	127,893	0	125,632	
		鉄骨造	9	0	2,966	0	263,523	0	88,848	
		軽量鉄骨造	109	0	14,590	0	1,264,885	0	86,695	
		れんが造・コンクリートブロック造	0	0	0	0	0	0	0	
		その他	0	0	0	0	0	0	0	
		計	119	0	18,574	0	1,656,301	0	89,173	
	増 分	病院・ ホテル	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	0	0	0	0	0	0
			鉄筋コンクリート造	0	0	0	0	0	0	0
			鉄骨造	2	1	363	63	48,436	9,953	133,433
			軽量鉄骨造	0	0	0	0	0	0	0
			れんが造・コンクリートブロック造	0	0	0	0	0	0	0
			その他	0	0	0	0	0	0	0
			計	2	1	363	63	48,436	9,953	133,433
	分	工場・ 倉庫・ 市場	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	0	0	0	0	0	0
			鉄筋コンクリート造	0	0	0	0	0	0	0
			鉄骨造	3	0	7,527	0	1,188,904	0	157,952
軽量鉄骨造			6	0	606	0	21,832	0	36,026	
れんが造・コンクリートブロック造			0	0	0	0	0	0	0	
その他			0	0	0	0	0	0	0	
計			9	0	8,133	0	1,210,736	0	148,867	
その他	その他	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	0	0	0	0	0	0	
		鉄筋コンクリート造	0	0	45	0	3,162	0	70,267	
		鉄骨造	2	1	7,166	115	488,028	5,278	68,103	
		軽量鉄骨造	10	0	450	0	12,460	0	27,689	
		れんが造・コンクリートブロック造	0	0	0	0	0	0	0	
		その他	0	0	0	0	0	0	0	
		計	12	1	7,661	115	503,650	5,278	65,742	
合計		156	4	38,602	496	3,943,774	48,437	102,165		

## (10) 減少分家屋に関する調

=木造家屋=

区分 家屋の種類	棟数	床面積	決定価格	単位当たり 価格 (円) (口)/(イ)
	総数	総数 (イ) (㎡)	総額 (口) (千円)	
専用住宅	435	38,730	504,763	13,033
共同住宅・寄宿舍	21	3,564	51,604	14,479
併用住宅	39	4,602	44,041	9,570
旅館・料亭・ホテル	0	0	0	39,721
事務所・銀行・店舗	8	1,059	13,923	13,147
劇場・病院	2	423	4,425	10,461
工場・倉庫	10	1,253	4,276	3,413
土蔵	2	75	403	5,373
附属家	134	4,395	13,076	2,975
合計	651	54,101	636,511	11,765

=木造以外の家屋=

区分 家屋の種類	棟数	床面積	決定価格	単位当たり 価格 (円) (口)/(イ)
	総数	総数 (イ) (㎡)	総額 (口) (千円)	
事務所・店舗・百貨店	11	5,699	140,372	24,631
住宅・アパート	26	4,552	122,719	26,959
病院・ホテル	2	918	35,933	39,143
工場・倉庫・市場	15	2,157	18,328	8,497
その他	31	3,248	45,803	14,102
合計	85	16,574	363,155	21,911

## (11) 家屋の決定価格等に関する調(法定免税点以上のもの)

(各年1月1日現在)

年度	区分	床面積 (イ) (㎡)	決定価格 (口) (千円)	単位当たり 評価額 (口)/(イ) (円)	課税標準額 (千円)
平成30年度	木造	6,136,976	161,779,508	26,361	161,758,155
	木造以外	5,405,733	270,849,618	50,104	270,294,948
	計	11,542,709	432,629,126	37,481	432,053,103
平成31年度	木造	6,162,999	167,249,485	27,138	167,228,132
	木造以外	5,415,258	274,584,374	50,706	274,006,941
	計	11,578,257	441,833,859	38,161	441,235,073
令和2年度	木造	6,193,978	173,082,362	27,944	173,061,010
	木造以外	5,435,355	277,907,932	51,130	277,446,244
	計	11,629,333	450,990,294	38,780	450,507,254

## (12) 軽減税額等に関する調(家屋)

(令和2年1月1日現在)

区 分	減額割合	総 数			令和2年度に新たに軽減			令和2年度で軽減終了		
		個 数	床面積 (㎡)	軽減税額 (千円)	個 数	床面積 (㎡)	軽減税額 (千円)	個 数	床面積 (㎡)	軽減税額 (千円)
法第352条の3第1項 震災等代替家屋等	1/2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法附則第15条の6第1項 新築住宅	1/2	2,103	182,935	98,502	704	59,158	31,765	757	65,884	35,640
法附則第15条の6第2項 新築住宅(中高層耐火建築物)	1/2	677	42,533	26,913	108	5,963	3,472	78	5,252	3,072
法附則第15条の7第1項 認定長期優良住宅	1/2	1,067	116,213	64,367	232	25,247	14,516	231	25,511	12,754
法附則第15条の7第2項 認定長期優良住宅(中高層耐火建築物)	1/2	38	4,019	2,305	2	240	156	4	424	200
法附則 第15条の8 第1項 市街地 再開発 事業	第1種 住宅(居住部分)	2/3	0	0	0	0	0	0	0	0
	第1種 住宅(非居住部分)	1/4	0	0	0	0	0	0	0	0
	第1種 住宅以外	1/4	0	0	0	0	0	0	0	0
	第2種 住宅(居住部分)	2/3	0	0	0	0	0	0	0	0
	第2種 住宅(非居住部分)	1/3	0	0	0	0	0	0	0	0
法附則第15条の8第2項 サービス付き高齢者向け住宅	-	55	2,084	1,084	0	0	0	20	769	681
法附則 第15条の8 第3項 防災街区 整備事業	住宅(居住部分)	2/3	0	0	0	0	0	0	0	0
	住宅(非居住部分)	1/3	0	0	0	0	0	0	0	0
	住宅以外	1/3	0	0	0	0	0	0	0	0
法附則第15条の9第1項 耐震改修(住宅)	1/2	7	663	81	7	663	81	7	663	81
法附則第15条の9第4項 バリアフリー改修(区分所有以外)	1/3	15	1,418	135	15	1,418	135	15	1,418	135
法附則第15条の9第5項 バリアフリー改修(区分所有)	1/3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法附則第15条の9第9項 省エネ改修(区分所有以外)	1/3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法附則第15条の9第10項 省エネ改修(区分所有)	1/3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法附則第15条の9の2第1項 耐震改修(認定長期優良住宅化)	2/3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法附則第15条の9の2第1項 耐震改修(通行障害・認定長期優良住宅化:1年目)	2/3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法附則第15条の9の2第1項 耐震改修(通行障害・認定長期優良住宅化:2年目)	1/2	0	0	0				0	0	0
法附則第15条の9の2第4項 省エネ改修(区分所有以外・認定長期優良住宅化)	2/3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法附則第15条の9の2第5項 省エネ改修(区分所有・認定長期優良住宅化)	2/3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法附則第15条の10第1項 耐震改修(住宅以外)	1/2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法附則第15条の11第1項 改修実演芸術公演施設	1/3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成21年附則第8条第13項 特定市街化区域農地の貸家住宅	1/3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成27年附則第17条第10項 特定市街化区域農地の貸家住宅	1/2	0	0	0				0	0	0
平成27年附則第17条第12項 サービス付き高齢者向け住宅	2/3	8	310	162				8	310	162
平成30年附則第20条第8項 特定市街化区域農地の貸家住宅	1/2	18	1,032	497				18	1,032	497
	2/3	0	0	0				0	0	0
合 計		3,988	351,207	194,046	1,068	92,689	50,125	1,138	101,263	53,222

## (13) 償却資産の価格等に関する調

(令和2年1月1日現在)

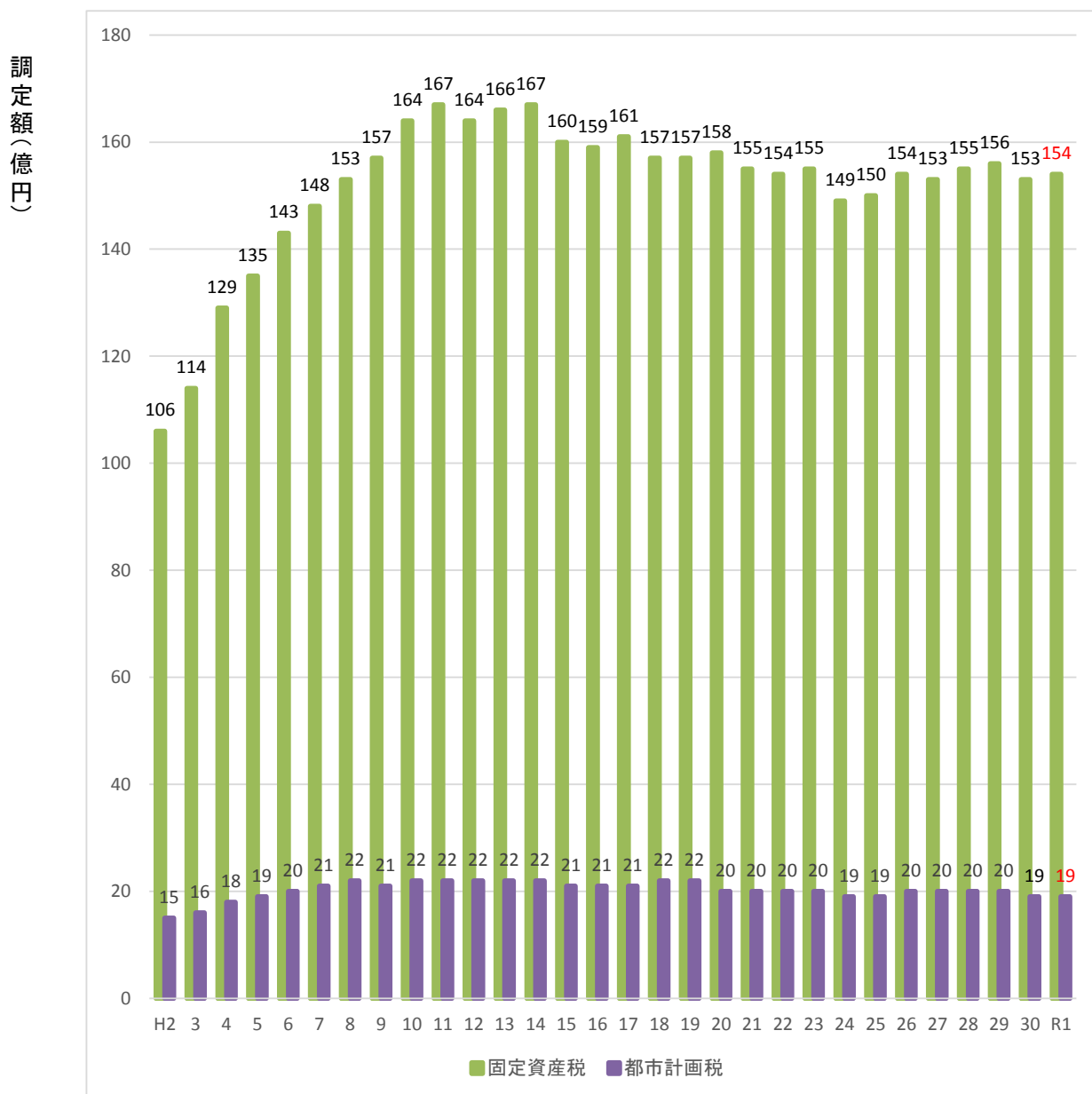
総括表		(法定免税点以上のもの) 納税義務者数 2,250人			
種類	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)	課税標準額の内訳		
			法第349条の3 又は法附則第15 条の規定の適用 を受けるもの (イ) (千円)	(イ)以外のもの (千円)	
市町 村長 が 価 格 等 を 決 定 し た も の	構 築 物	38,618,784	38,600,409	18,429	38,581,980
	機 械 及 び 装 置	54,520,817	54,241,773	84,767	54,157,006
	船 舶	50,648	28,918	21,730	7,188
	航 空 機	0	0	0	0
	車 両 及 び 運 搬 具	482,712	480,764	1,948	478,816
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	24,139,353	24,092,626	30,230	24,062,396
	調 整 額	0	0		0
	小 計 (ハ)	117,812,314	117,444,490	157,104	117,287,386
法 第 3 8 9 条 関 係	総務大臣が価格等を 決定し、配分したもの	95,877,984	93,330,904		
	道府県知事が価格等を 決定し、配分したもの	7,621,567	6,332,764		
	小 計 (ニ)	103,499,551	99,663,668		
法第743条第1項の規定に より道府県知事が価格等を 決定したもの (ホ)		-	-		
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)		221,311,865	217,108,158		
同 上 内 訳	市町村分の額		217,108,158		
	道府県分の額		-		

## (14) 償却資産の課税標準の特例規定を受けるものに関する調

(単位:千円)

区 分		決定価格	特例率	課税標準額	
法第349条の3	第2項(1)	ガス事業用資産	2,220	1 / 3	740
	第2項(2)	ガス事業用資産	21,685	2 / 3	14,456
	第5項	内航船舶	43,460	1 / 2	21,730
	第9項	日本放送協会	20,814	1 / 2	10,407
	第20項	科学技術振興機構	12,316	1 / 2	6,158
法附則第15条	第2項(1)	公共の危害防止施設等	4,918	1 / 3	1,639
	第2項(2)	公共の危害防止施設等	1,187	1 / 6	198
	第36項	無電柱化	4,921	2 / 3	3,280
	第38項	特定事業所内保育施設(わがまち特例)適用分	3,785	1 / 2	1,893
	第41項	先端設備等	216,417	0	0
	旧第43項	経営力向上設備等	193,205	1 / 2	96,603

(15) 固定資産税・都市計画税年度別調定額(現年課税分)の推移(平成2年度以降)



### 3 軽自動車税(種別割)

#### (1) 年度別当初課税台数及び調定額の推移

車種		年度		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	前年比(%)	
		平	成	(台)	(台)	(台)	(台)		
原動機付自転車	50 cc 以下			10,402	10,077	9,687	9,358	96.60	
	90 cc 以下			819	790	783	758	96.81	
	90ccを超えるもの			2,573	2,657	2,750	2,832	102.98	
	ミニカー			185	185	187	188	100.53	
	小計			13,979	13,709	13,407	13,136	97.98	
軽自動車	二輪車			2,804	2,799	2,801	2,880	102.82	
		三輪車	新税率	旧税率	0	0	0	0	-
	軽課なし			0	0	0	0	-	
	75%減			0	0	0	0	-	
	50%減			0	0	0	0	-	
	25%減			0	0	0	0	-	
	重課		1	1	1	1	100.00		
	乗用	営業用	新税率	旧税率	0	0	0	0	-
				軽課なし	0	1	1	1	-
				75%減	0	0	0	0	-
				50%減	0	0	0	0	-
			25%減	0	0	0	0	-	
		重課	0	0	0	0	-		
		自家用	新税率	旧税率	19,281	17,531	15,709	13,653	86.91
				軽課なし	2,221	4,311	6,141	7,980	129.95
				75%減	1	1	0	0	-
				50%減	696	425	351	331	94.30
	25%減		675	654	751	882	117.44		
	重課	5,118	5,425	5,886	6,367	108.17			
	四輪車	営業用	新税率	旧税率	219	196	179	159	88.83
				軽課なし	25	66	123	153	124.39
				75%減	0	0	0	0	-
				50%減	0	0	0	0	-
			25%減	15	12	14	7	50.00	
		重課	34	45	45	46	102.22		
		貨物	新税率	旧税率	5,538	4,812	4,144	3,527	85.11
				軽課なし	906	1,492	2,040	2,619	128.38
75%減				0	0	0	0	-	
50%減				0	0	0	0	-	
25%減	159		99	95	97	102.11			
重課	2,890	3,026	3,086	3,117	101.00				
小計			40,583	40,896	41,367	41,820	101.10		
小型特殊自動車	農耕作業用			669	685	695	698	100.43	
	特殊作業用			383	388	381	379	99.48	
	小計			1,052	1,073	1,076	1,077	100.09	
二輪の小型自動車				2,311	2,340	2,418	2,456	101.57	
合計				57,925	58,018	58,268	58,489	100.38	
当初調定額				340,768 千円	353,532 千円	366,987 千円	379,862 千円	103.51	

※非課税、課税保留及び減免車両を除く。

※従前の「軽自動車税」は、令和元年10月1日から「軽自動車税(種別割)」に名称変更された。



## (2) 令和2年度軽自動車税(種別割)課税状況

(令和2年4月1日現在)

区 分 車 種		賦課期日現在台数			非課税台数 (官公署分) (D)	減免台数 (E)	差引台数 (F) =(C)-(D)-(E)	税率 (円)	調定額 (千円)			
		一般 (A)	官公署(B)	計(C)=(A)+(B)								
原動機付自転車	50 cc 以下	9,367	22	9,389	22	9	9,358	2,000	18,716			
	90 cc 以下	759	5	764	5	1	758	2,000	1,516			
	90cc を超えるもの	2,833	40	2,873	40	1	2,832	2,400	6,797			
	ミニカー	189	0	189	0	1	188	3,700	696			
	小 計	13,148	67	13,215	67	12	13,136		27,724			
軽自動車	二 輪 車		2,881	0	2,881	0	1	2,880	3,600	10,368		
		三輪車	旧税率	0	0	0	0	0	0	3,100	0	
	軽課なし		0	0	0	0	0	0	3,900	0		
	新税率		75%減	0	0	0	0	0	0	1,000	0	
			50%減	0	0	0	0	0	0	2,000	0	
			25%減	0	0	0	0	0	0	3,000	0	
	重課		1	0	1	0	0	1	4,600	5		
	乗用	営業用	旧税率	0	0	0	0	0	0	5,500	0	
			軽課なし	1	0	1	0	0	1	6,900	7	
			新税率	75%減	0	0	0	0	0	0	1,800	0
				50%減	0	0	0	0	0	0	3,500	0
				25%減	0	0	0	0	0	0	5,200	0
		重課	0	0	0	0	0	0	8,200	0		
		自家用	旧税率	13,943	6	13,949	6	290	13,653	7,200	98,302	
			軽課なし	8,149	2	8,151	2	169	7,980	10,800	86,184	
			新税率	75%減	0	0	0	0	0	0	2,700	0
				50%減	334	1	335	1	3	331	5,400	1,787
	25%減			898	0	898	0	16	882	8,100	7,144	
	重課	6,495	1	6,496	1	128	6,367	12,900	82,134			
	四輪車	営業用	旧税率	162	0	162	0	3	159	3,000	477	
			軽課なし	158	0	158	0	5	153	3,800	581	
			新税率	75%減	0	0	0	0	0	0	1,000	0
				50%減	0	0	0	0	0	0	1,900	0
				25%減	7	0	7	0	0	7	2,900	20
		重課	46	0	46	0	0	46	4,500	207		
		自家用	旧税率	3,563	15	3,578	15	36	3,527	4,000	14,108	
			軽課なし	2,643	14	2,657	14	24	2,619	5,000	13,095	
新税率			75%減	0	0	0	0	0	0	1,300	0	
			50%減	0	0	0	0	0	0	2,500	0	
	25%減		97	0	97	0	0	97	3,800	369		
重課	3,137	17	3,154	17	20	3,117	6,000	18,702				
小 計	42,515	56	42,571	56	695	41,820		333,490				
小型特殊自動車	農 耕 作 業 用	698	0	698	0	0	698	2,400	1,675			
	特 殊 作 業 用	379	2	381	2	0	379	5,900	2,236			
	小 計	1,077	2	1,079	2	0	1,077		3,911			
二輪の小型自動車		2,457	22	2,479	22	1	2,456	6,000	14,736			
合 計		59,197	147	59,344	147	708	58,489		379,862			

※課税保留を除く。

※端数処理のため、各欄の合計は一致しない場合がある。

## 4 市たばこ税

### (1) 年度別種類別の売渡本数及び税額

内 訳 年 度	種 別	本 数					税 額 (円)	前年比 (%)	備 考
		売渡本数 (ア)	課税免除 (イ)	返還控除 (ウ)	差引 (ア)-(イ)-(ウ)	前年比 (%)			
平成25年度	旧3級品の紙巻たばこ を除く製造たばこ	280,641,217	0	1,531,841	279,109,376	97.39	1,453,556,996	109.83	
	旧3級品の紙巻たばこ	11,796,520	0	8,320	11,788,200	108.51	29,125,000	122.42	
	手持ち品課税	4,198,440	0	0	4,198,440	—	2,004,829	—	
	旧3級品以外①	3,534,260	0	0	3,534,260	—	1,134,497	—	平成18年度増税分 321円/1,000本
	旧3級品①	0	0	0	0	—	0	—	平成18年度増税分 152円/1,000本
	旧3級品以外②	654,980	0	0	654,980	—	864,573	—	平成22年度増税分 1,320円/1,000本
	旧3級品②	9,200	0	0	9,200	—	5,759	—	平成22年度増税分 626円/1,000本
計	296,636,177	0	1,540,161	295,096,016	99.20	1,484,686,825	110.20		
平成26年度	旧3級品の紙巻たばこ を除く製造たばこ	265,896,527	0	1,762,445	264,134,082	94.63	1,389,873,522	95.62	
	旧3級品の紙巻たばこ	12,240,500	0	4,460	12,236,040	103.80	30,528,919	104.82	
	計	278,137,027	0	1,766,905	276,370,122	93.65	1,420,402,441	95.67	
平成27年度	旧3級品の紙巻たばこ を除く製造たばこ	261,512,370	0	1,541,391	259,970,979	98.42	1,367,967,271	98.42	
	旧3級品の紙巻たばこ	12,848,600	0	7,220	12,841,380	104.95	32,039,246	104.95	
	計	274,360,970	0	1,548,611	272,812,359	98.71	1,400,006,517	98.56	
平成28年度	旧3級品の紙巻たばこ を除く製造たばこ	255,302,324	0	1,137,713	254,164,611	97.77	1,337,414,160	97.77	税率改正(H28年4月から)
	旧3級品の紙巻たばこ	12,422,040	0	6,540	12,415,500	96.68	35,685,835	111.38	
	手持ち品課税(旧3級品)	360,020	0	0	360,020	—	154,775	—	平成28年度増税分 430円/1,000本
	計	268,084,384	0	1,144,253	266,940,131	97.85	1,373,254,770	98.09	
平成29年度	旧3級品の紙巻たばこ を除く製造たばこ	240,905,700	0	1,384,081	239,521,619	94.24	1,260,362,729	94.24	税率改正(H29年4月から)
	旧3級品の紙巻たばこ	10,186,020	0	16,740	10,169,280	81.91	33,597,307	94.15	
	手持ち品課税(旧3級品)	286,301	0	0	286,301	—	123,736	—	平成29年度増税分 430円/1,000本
	計	251,378,021	0	1,400,821	249,977,200	93.65	1,294,083,772	94.23	
平成30年度	旧3級品の紙巻たばこ を除く製造たばこ	228,642,801	0	1,239,273	227,403,528	94.94	1,233,517,201	97.87	税率改正(H30年4月から)
	旧3級品の紙巻たばこ	7,962,260	0	21,940	7,940,320	78.08	31,179,722	92.80	税率改正(H30年10月から)
	手持ち品課税(一般品目)	11,822,299	0	0	11,822,299	—	5,083,537	—	平成30年度増税分 430円/1,000本
	手持ち品課税(旧3級品)	262,402	0	0	262,402	—	169,217	—	平成30年度増税分 645円/1,000本
	計	248,689,762	0	1,261,213	247,428,549	98.98	1,269,949,677	98.14	
令和元年度	旧3級品の紙巻たばこ を除く製造たばこ	222,673,433	0	1,213,818	221,459,615	97.39	1,260,548,106	102.19	
	旧3級品の紙巻たばこ	4,217,600	0	46,720	4,170,880	52.53	16,641,898	53.37	税率改正(R元年10月から)
	手持ち品課税(旧3級品)	79,000	0	0	79,000	—	133,642	—	令和元年度増税分 1,692円/1,000本
	計	226,970,033	0	1,260,538	225,709,495	91.22	1,277,323,646	100.58	

※平成25年度における手持品課税分については、平成22年10月の税率改正による未収納分及び未申告収納分である。

## 5 入湯税

### (1) 課税対象入湯客数に関する調

税率:1人1日につき 150円(宿泊を伴う者)  
100円(日帰りの者)

### (2) 年度別調定額に関する調

(単位:人・円)

	入湯客数	課税対象者	調定額	前年度比較	
				調定額	
				増減額	前年比(%)
平成22年度	315,765	81,792	12,268,800		
		21,075	2,107,500		
平成23年度	323,857	84,498	12,674,700	405,900	103.31
		17,768	1,776,800	△ 330,700	84.31
平成24年度	327,174	83,756	12,563,400	△ 111,300	99.12
		15,666	1,566,600	△ 210,200	88.17
平成25年度	307,055	83,223	12,483,450	△ 79,950	99.36
		13,331	1,333,100	△ 233,500	85.10
平成26年度	346,746	92,593	13,888,950	1,405,500	111.26
		13,641	1,364,100	31,000	102.33
平成27年度	362,749	98,569	14,785,350	896,400	106.45
		16,089	1,608,900	244,800	117.95
平成28年度	337,840	104,283	15,642,450	857,100	105.80
		16,047	1,604,700	4,200	99.74
平成29年度	361,113	108,691	16,303,650	661,200	104.23
		14,883	1,488,300	△ 116,400	92.75
平成30年度	375,320	109,752	16,462,800	159,150	100.98
		46,789	4,678,900	3,190,600	314.38
令和元年度	390,733	118,003	17,700,450	1,237,650	107.52
		58,664	5,866,400	1,187,500	125.38

### (3) 特別徴収義務者数:5施設(令和2年4月1日現在)

※ ただし、1施設は入湯税が課税免除となる料金設定である。

### (4) 入湯税の使途

入湯税は目的税であり、観光振興の目的で、令和元年度は都市イメージ広告事業、観光パンフレット作成、観光客回遊性向上事業、観光案内所運営事業の費用に充てられた。

## 6 都市計画税

(令和2年1月1日現在)

### (1) 都市計画区域及び課税区域に関する調

(単位:千㎡)

区 分	面 積	市街化 区 域 (イ)	市街化 調整区域 (ロ)	その他 (ハ)	計 (イ)+(ロ)+(ハ)	都市計画 事業の認 可の有無
課税区域 の面積		18,637	0	0	18,637	
都市計画 区域の面積	113,810	28,220	85,580	0	113,800	有

### (2) 納税義務者に関する調

(単位:人)

区 分	土 地	家 屋	実 数
総 数 (イ)	45,032	52,013	65,963
法定免税点未満のもの (ロ)	1,074	1,604	2,253
法定免税点以上のもの (イ)-(ロ)	43,958	50,409	63,710

### (3) 地積及び床面積等に関する調(法定免税点以上のもの)

区 分	土 地 の 地 積 (千㎡)				家 屋 の 床 面 積 (㎡)			
	宅 地 等			農 地	計	木造家屋	木造以外 の家屋	計
	宅 地	その他	小 計					
市街化区域	15,083	2,315	17,398	1,188	18,586	5,183,651	4,950,615	10,134,266

区 分	土 地 の 筆 数 (筆)				家 屋 の 棟 数 (棟)			
	宅 地 等			農 地	計	木造家屋	木造以外 の家屋	計
	宅 地	その他	小 計					
市街化区域	75,743	9,469	85,212	3,395	88,607	46,873	13,596	60,469

### (4) 決定価格及び課税標準額に関する調(法定免税点以上のもの)

区 分	決 定 価 格				課 税 標 準 額					
	市街化区域 (千円)	市街化 調整区域 (千円)	その他 (千円)	計 (千円)	市街化区域 (千円)	市街化 調整区域 (千円)	その他 (千円)	計 (千円)		
土 地	住宅	小規模住宅用地	640,489,762	0	0	640,489,762	213,493,882	0	0	213,493,882
		一般住宅用地	129,861,584	0	0	129,861,584	86,574,079	0	0	86,574,079
	非住宅用地	258,332,596	0	0	258,332,596	176,761,040	0	0	176,761,040	
	小 計	1,028,683,942	0	0	1,028,683,942	476,829,001	0	0	476,829,001	
地	農 地	29,710,386	0	0	29,710,386	19,589,644	0	0	19,589,644	
	そ の 他	108,440,702	0	0	108,440,702	74,795,353	0	0	74,795,353	
	計	1,166,835,030	0	0	1,166,835,030	571,213,998	0	0	571,213,998	
家 屋	木 造 家 屋	148,655,092	0	0	148,655,092	148,633,739	0	0	148,633,739	
	木造以外 の家屋	250,790,211	0	0	250,790,211	250,328,745	0	0	250,328,745	
	計	399,445,303	0	0	399,445,303	398,962,484	0	0	398,962,484	
合 計	1,566,280,333	0	0	1,566,280,333	970,176,482	0	0	970,176,482		

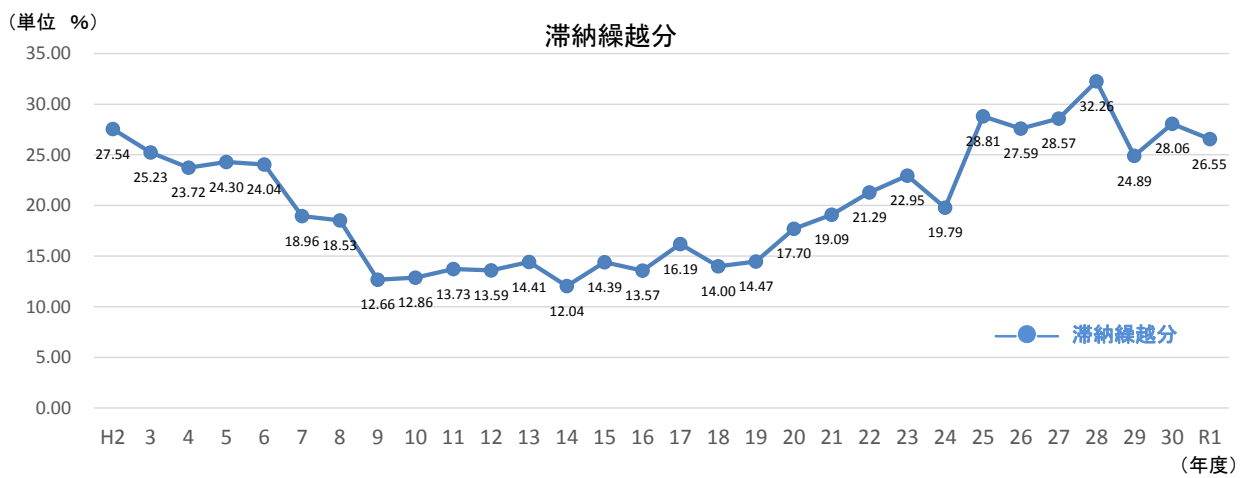
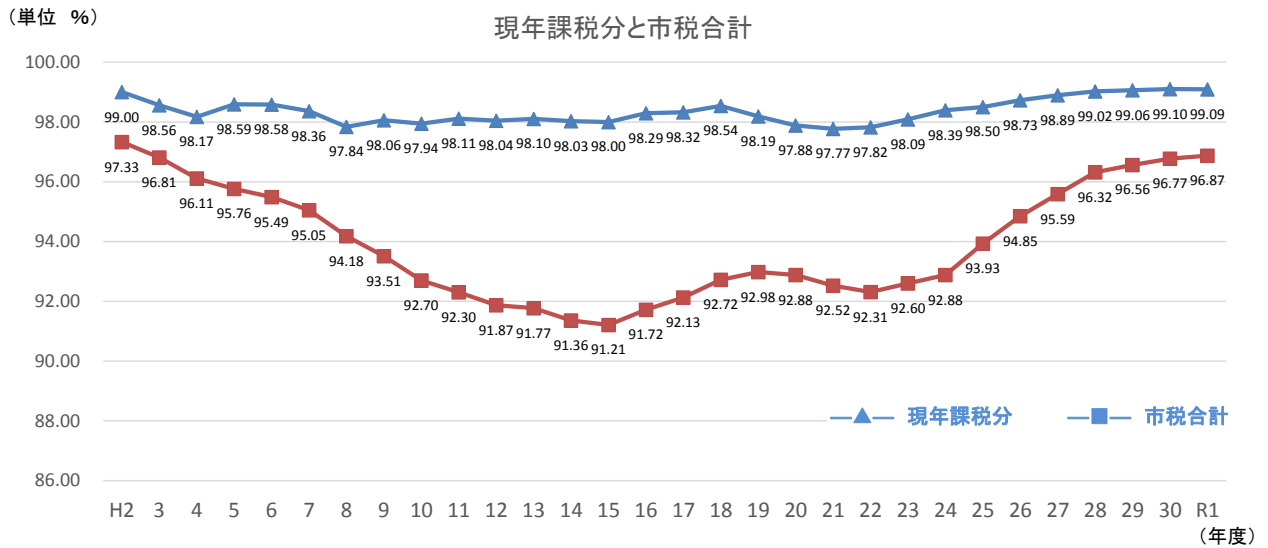
## 7 特別土地保有税

※税制改正により平成15年度以降の新たな課税は停止されている。

# 第3章 徵 収



# 1 市税収納率の推移



(単位: %)

年度	H2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
現年課税分	99.00	98.56	98.17	98.59	98.58	98.36	97.84	98.06	97.94	98.11	98.04	98.10	98.03	98.00	98.29
滞納繰越分	27.54	25.23	23.72	24.30	24.04	18.96	18.53	12.66	12.86	13.73	13.59	14.41	12.04	14.39	13.57
市税合計	97.33	96.81	96.11	95.76	95.49	95.05	94.18	93.51	92.70	92.30	91.87	91.77	91.36	91.21	91.72

(単位: %)

年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1
現年課税分	98.32	98.54	98.19	97.88	97.77	97.82	98.09	98.39	98.50	98.73	98.89	99.02	99.06	99.10	99.09
滞納繰越分	16.19	14.00	14.47	17.70	19.09	21.29	22.95	19.79	28.81	27.59	28.57	32.26	24.89	28.06	26.55
市税合計	92.13	92.72	92.98	92.88	92.52	92.31	92.60	92.88	93.93	94.85	95.59	96.32	96.56	96.77	96.87

## 2 年度別市税滞納処分(差押え・公売)状況

		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		
		件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	
差 押 え	債権	727	274,157,498	587	169,815,335	718	157,711,385	593	170,921,912	
	動産	0	0	0	0	3	3,740,700	0	0	
	不動産	130	157,031,938	68	49,100,858	144	150,464,692	147	135,786,867	
		857	431,189,436	655	218,916,193	865	311,916,777	740	306,708,779	
公 売	不動産	公売公告	7		7		9		12	
		公売実施	7		7		8		11	
		落札	4	57,828,000	3	23,091,111	2	18,789,001	1	66,819,000
	動産	公売公告	0		0		0		0	
		公売実施	0		0		0		0	
		落札	0	0	0	0	0	0	0	0

※公売の落札欄の金額は、落札額を記載

## 3 年度別督促状発付状況

税目	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
個人市民税	25,829	831,488,111	24,742	752,837,541	24,950	768,611,091	24,942	778,553,010
法人市民税	333	22,501,815	321	20,472,200	384	39,511,500	347	26,331,800
固定資産税・都市計画税	23,476	766,531,367	22,797	742,094,298	22,549	701,775,999	24,098	733,737,510
軽自動車税	7,446	42,796,700	7,043	41,801,900	6,701	40,940,000	7,038	44,148,200
計	57,084	1,663,317,993	54,903	1,557,205,939	54,584	1,550,838,590	56,425	1,582,770,520

## 4 市税の滞納に対する特別措置に関する条例

- (1) 公布 平成12年3月31日
- (2) 施行 平成12年7月1日

## 5 市税滞納審査会

- (1) 設置 平成12年7月1日
- (2) 構成 委員 6名(会長 1、副会長 1、委員 4)
  - 市民代表 1名
  - 学識経験者 5名
- (3) 任期 2年
- (4) 開催実績 26回

年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
回数	3	1	3	3	2	2	1	1	1	1
年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
回数	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0

※平成30年6月30日の任期満了後、7月1日以降は新たに委員会委員を委嘱せず、諮問の必要が生じた場合に委嘱の上、審査会を開催することとした。



## 6 市税の納付方法別の件数及び割合

(令和2年5月31日現在)

(令和元年度における令和元年度分の納付件数及び割合)

税 目	納 付 方 法	納 付 件 数	割 合	計
個人市民税 (普通徴収)	金融機関・住民窓口等	38,659 件	31.88 %	121,278 件
	コンビニエンスストア	50,118 件	41.32 %	
	口座振替	32,501 件	26.80 %	
固定資産税・ 都市計画税	金融機関・住民窓口等	79,063 件	26.04 %	303,572 件
	コンビニエンスストア	69,031 件	22.74 %	
	口座振替	155,478 件	51.22 %	
軽自動車税	金融機関・住民窓口等	19,464 件	33.33 %	58,399 件
	コンビニエンスストア	31,688 件	54.26 %	
	口座振替	7,247 件	12.41 %	
合計	金融機関・住民窓口等	137,186 件	28.39 %	483,249 件
	コンビニエンスストア	150,837 件	31.21 %	
	口座振替	195,226 件	40.40 %	

## 7 市税の納期内納付率(前年度比較)

税 目	期別	平成30年度	令和元年度	前年度比
個人市民税 (普通徴収)	第1期	78.89 %	79.17 %	0.28 %
	第2期	79.68 %	78.16 %	▲ 1.52 %
	第3期	78.01 %	77.09 %	▲ 0.92 %
	第4期	77.57 %	78.24 %	0.67 %
固定資産税・ 都市計画税	第1期	92.76 %	92.91 %	0.15 %
	第2期	91.57 %	92.26 %	0.69 %
	第3期	92.05 %	91.91 %	▲ 0.14 %
	第4期	93.30 %	91.76 %	▲ 1.54 %
軽自動車税	全期	79.92 %	79.14 %	▲ 0.78 %

※納期内納付率は、各納期の納期限日における収納率(収入額/調定額×100)を示す。

## 8 年度別市税延滞金徴収状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
金額(円)	109,818,042	127,470,199	106,717,052	98,487,503	80,698,888
前年度比 (円)	△ 16,774,111	17,652,157	△ 20,753,147	△ 8,229,549	△ 17,788,615
前年度比 (%)	△ 13.3	16.1	△ 16.3	△ 7.7	△ 18.1

## 9 市税不納欠損額の推移(欠損事由別)

(単位 円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
法第15条の7第5項 即時消滅によるもの	16,581,864	4,538,289	10,272,730	19,072,655
法第15条の7第4項 執行停止後3年経過のもの	32,219,957	17,912,539	7,600,907	16,127,502
法第18条第1項 執行停止処分がされていたもの	16,789,032	9,314,258	8,249,018	10,978,673
法第18条第1項 消滅時効によるもの	30,795,619	33,715,622	14,536,238	12,673,865
合計	96,386,472	65,480,708	40,658,893	58,852,695

## 10 納税貯蓄組合の組織状況

年度	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
地域別組合	28	1,613	27	1,563	26	1,489	26	1,489	26	1,489
勤務先	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
業種	1	18	1	18	1	18	1	18	1	18
窓口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	29	1,631	28	1,581	27	1,507	27	1,507	27	1,507

小田原市納税貯蓄組合連合会・平成22年5月26日解散

## 第4章 その他の資料



## 1 市税の負担額比較表

	人口数(人)	世帯数(世帯)
平成30年1月1日現在	192,116	80,685
平成31年1月1日現在	190,999	81,260

区分 税目	平成30年度			令和元年度			比較増減	
	決算額 千円	1世帯 当たり 円	人口 1人当たり 円	決算額 千円	1世帯 当たり 円	人口 1人当たり 円	1世帯 当たり 円	人口 1人当たり 円
市税	32,828,826	406,876	170,880	33,196,669	408,524	173,805	1,648	2,925
現年課税分	32,516,121	403,001	169,252	32,918,235	405,098	172,347	2,097	3,095
市民税	13,808,775	171,144	71,877	14,089,041	173,382	73,765	2,238	1,888
固定資産税	15,172,066	188,041	78,974	15,263,933	187,841	79,916	△200	942
軽自動車税	347,164	4,303	1,807	365,849	4,502	1,915	199	108
市たばこ税	1,269,950	15,740	6,610	1,277,324	15,719	6,688	△21	78
入湯税	21,142	262	110	23,567	290	123	28	13
都市計画税	1,897,024	23,511	9,874	1,898,521	23,364	9,940	△147	66
滞納繰越分	312,705	3,875	1,628	278,434	3,426	1,458	△449	△170

## 2 市税調定額比較表

(令和2年10月31日現在)

区分 税目	平成30年度 調定額 (千円)	令和元年度 調定額 (千円)	前年度比 (%)	令和2年度 調定見込額 (千円)	前年度比 (%)
市税	33,924,339	34,267,812	101.01	33,828,211	98.72
現年課税分	32,809,941	33,218,907	101.25	32,816,146	98.79
市民税	13,950,368	14,232,404	102.02	13,704,851	96.29
個人	11,556,286	11,606,732	100.44	11,666,805	100.52
法人	2,394,082	2,625,672	109.67	2,038,046	77.62
固定資産税	15,301,935	15,398,594	100.63	15,552,812	101.00
純固定資産税	15,272,301	15,369,058	100.63	15,525,899	101.02
国有資産等所在市町村交付金 及び納付金	29,634	29,536	99.67	26,913	91.12
軽自動車税	353,253	371,715	105.23	392,991	105.72
環境性能割	-	4,971	-	13,366	268.88
種別割	-	366,744	103.82	379,625	103.51
市たばこ税	1,269,949	1,277,324	100.58	1,228,860	96.21
入湯税	21,142	23,567	111.47	10,953	46.48
都市計画税	1,913,294	1,915,303	100.11	1,925,679	100.54
滞納繰越分	1,114,398	1,048,905	94.12	1,012,065	96.49

### 3 税証明手数料等

区 分 年 度	証 明 手 数 料		閲 覧 手 数 料		臨 時 運 行 許 可 申 請 手 数 料		試 乗 標 識 交 付 手 数 料		合 計	
	件	円	件	円	件	円	件	円	件	円
平成22年度	35,920	12,600,100	3,597	728,100	1,440	1,080,000	52	26,000	41,009	14,434,200
平成23年度	35,079	12,255,000	3,368	685,700	1,416	1,062,000	50	25,000	39,913	14,027,700
平成24年度	38,515	13,414,500	3,399	696,000	1,333	999,750	38	19,000	43,285	15,129,250
平成25年度	36,488	12,817,900	3,486	716,100	1,259	944,250	41	20,500	41,274	14,498,750
平成26年度	40,310	13,813,900	3,230	660,600	1,065	798,750	48	24,000	44,653	15,297,250
平成27年度	39,942	13,564,200	3,361	677,800	1,012	759,000	45	22,500	44,360	15,023,500
平成28年度	40,105	13,476,000	3,200	650,000	1,008	756,000	54	27,000	44,367	14,909,000
平成29年度	39,496	13,434,200	3,199	960,600	1,001	750,750	48	24,000	43,744	15,169,550
平成30年度	36,797	12,536,000	3,069	920,700	1,079	809,250	49	24,500	40,994	14,290,450
令和元年度	31,231	10,803,800	2,868	860,400	1,106	829,500	42	21,000	35,247	12,514,700

備 考： 証明手数料(土地・家屋等) 1件 300円 (2筆・棟まで300円、3筆・棟以上は1筆増すごとに100円を追加)  
 証明手数料(住宅用家屋証明) 1件 1,300円  
 閲覧手数料 1件 300円  
 臨時運行許可申請手数料 1件 750円  
 試乗標識交付手数料 1件 500円  
 督促手数料 昭和38年10月廃止

### 4 納税義務者等に関する調

区 分 年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
個人均等割	94,853	95,486	96,284	96,973	97,200 人
個人所得割	90,025	90,589	91,301	91,940	92,156 人
特別徴収個人 (給与特徴)	59,364	60,831	61,685	62,339	63,161 人
特別徴収義務者 (給与特徴)	11,855	12,213	12,454	12,594	12,726 人
特別徴収個人 (年金特徴)	16,457	16,929	17,291	17,369	17,604 人
特別徴収義務者 (年金特徴)	9	9	9	9	9 人
法人均等割	5,424	5,387	5,333	5,396	5,403 社
法人税割	5,372	5,333	5,279	5,344	5,352 社
固定資産税	73,233	73,501	74,055	74,260	74,411 人
土地	49,275	49,712	50,141	50,558	50,923 人
家屋	56,297	56,670	56,979	57,288	57,591 人
償却資産	2,116	2,141	2,175	2,220	2,250 人
軽自動車 (種別割)	57,824	57,925	58,018	58,268	58,489 台

## 5 固定資産評価審査委員会への審査申出状況

※ 評価替え年度

	審査申出件数	審査決定状況	審査会開催回数
平成26年度	家屋 1件	却下	3回
平成27年度※	0件	-	2回
平成28年度	0件	-	1回
平成29年度	0件	-	2回
平成30年度※	家屋 1件	棄却	2回
令和元年度	土地 2件	棄却1件、一部認容1件	5回

## 6 市税の賦課・徴収に要する経費調

(単位:千円)

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)		
税 収 入 額	(1) 市 税	32,828,826	33,196,668	32,387,000		
	(2) 個 人 県 民 税	7,694,159	7,719,498	7,551,690		
	(3) 合 計	40,522,985	40,916,166	39,938,690		
徴 税	人 件 費	(4) 基 本 給	258,763	259,621	259,622	
		(5) 諸 手 当	(イ) 超 過 勤 務 手 当	192,910	201,420	203,820
			(ロ) 税 務 特 別 手 当	27,191	27,723	27,724
			(ハ) そ の 他 の 手 当	1,288	960	961
			(ヘ) そ の 他 の 手 当	164,431	172,737	175,135
		(6) そ の 他	97,804	97,332	114,246	
		(7) 小 計	549,477	558,373	577,688	
	需 用 費	(8) 旅 費	77	60	96	
		(9) 賃 金	11,751	12,046	0	
		(10) そ の 他	87,232	112,301	79,927	
		(11) 小 計	99,060	124,407	80,023	
費	奨励金及びこれに類する経費	(12) 納税貯蓄組合補助金	0	0	0	
		(13) そ の 他	31	25	42	
		(14) 小 計	31	25	42	
	(15) そ の 他	20,701	25,071	26,496		
	(16) 合 計	669,269	707,876	684,249		
県民税徴収取扱費(取扱委託金)	(17) 納税義務者数を基準にした金額	342,670	313,374	326,480		
	(18) 報奨金の額に相当する金額	0	0	0		
	(19) 合 計	342,670	313,374	326,480		
税収入(見込)額に対する徴税費の割合	(20) (16) - (19) (徴税費)-(県民税徴収取扱費)	326,599	394,502	357,769		
	(21) (16) / (3) (徴税費)/(税収入額)	2%	2%	2%		
	(22) (20) / (1) (徴税費)-(県民税徴収取扱費)/(市税収入)	1%	1%	1%		
徴税職員数	徴 税 職 員	75	73	71		
	臨 時 職 員 等	11	11	12		
	合 計	86	84	83		

(「令和2年度市町村税課税状況等の調べ」第39表より)

## 7 令和元年家屋建築状況調

(令和2年4月1日)

区分	木 造		非 木 造		合 計	
	新 築	増築その他	新 築	増築その他	新 築	増築その他
棟 数	661	14	152	4	813	18
床面積(m <sup>2</sup> )	84,325	319	38,106	496	122,431	815

## 8 令和元年登記済通知書に関する調

土 地			家 屋		
区分	筆 数		区分	棟 数	
表示登記	分 筆	1,676	表示登記	新 築	854
	合 筆	589		増 築	7
	地目変更	624		減 失	542
	そ の 他	404		そ の 他	65
	計	3,293		計	1,468
所有権移転登記		7,703	所有権移転登記		3,762
名義人表示登記		1,595	名義人表示登記		460
合 計		12,591	合 計		5,690

## 9 電算処理業務の現況

税 目	業 務 処 理 内 容	備 考
軽自動車税	(昭和45年度実施) 納税通知書	(昭和55年度実施) 収納消込処理
固定資産税	(昭和41年度実施) 土地・家屋課税標準 (昭和42年度実施) 土地・家屋課税状況調査、納税通知書、 名寄調定表、土地概要調査、土地統計 調査資料、評価調査照合表	日・月計表、納入者一覧表、過誤納一覧表 収入状況一覧表(COM) 更正データチェックリスト 還付通知書、過誤納金還付整理表 督促状・催告書 滞納整理票(現年度分) 滞納整理票(滞納繰越分) 未納者一覧表
	(昭和42年度実施) 納税通知書 (昭和45年度実施) 宛名	※オンライン実施 市 県 民 税(昭和61年度) 固定資産税(昭和62年度) 口 座(昭和62年度) 納 蓄(昭和63年度) 軽自動車税(平成元年度) 収 納(平成2年度)
市 県 民 税	(昭和41年度実施) 納税通知書、課税台帳、変更決議書、 調定表、課税状況調査、銀行別合計表、 修更正、随時課税	※市税滞納整理管理システム(平成13年11月導入) ※基幹業務システム再構築 CP → ADWORLD(平成26年度移行)
	(昭和41年度実施) 課税台帳、指定通知書・税額通知書、 調定表、変更決議書、課税状況調査、 普通徴収繰入(年度当初)、修更正、 随時課税	※確定申告等の国税連携システム(平成23年1月導入) ※コンビニエンスストア収納開始(平成23年4月～) 市県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、 軽自動車税
法 人 市 民 税	(昭和57年度実施) 課税台帳、申告書、更正決定通知書、 交付税資料、調定表	※コンビニエンスストア及び一部郵便局で 証明書発行開始(平成31年1月15日～) 市県民税((非)課税証明書) ※基幹業務システム更新(令和2年9月～) ADWORLD → ADWORLD



# 10 市税の税率表(その1)

区分	市民				税																																																
	個人		法人		法	人																																															
納税義務者	1. 1月1日現在、市内に住所を有する個人で、次に掲げる者 (ア) 前年中に所得がある者 (イ) 毎年1月1日以降に退職所得がある者(現年分離課税) 2. 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、市内に住所を有しない者				1. 市内に事務所又は事業所を有する法人 2. 市内に寮等を有する法人で、市内に事務所又は事業所を有しない法人及び事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団、財団																																																
課税標準	前年中の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額又は分離課税に係る譲渡所得金額 ただし、納税義務者欄の1の(イ)の者については、退職所得金額  1. 均等割 市民税 3,500円 (*2上乗せ500円) 県民税 1,800円 (*1上乗せ300円 *2上乗せ500円)  2. 所得割 市民税 6% 県民税 4.025%(*1上乗せ 0.025%)  ※1=神奈川県は水源環境を保全・再生するための超過課税(上乗せ)を実施 (第1期)平成19年度分から平成23年度分まで (第2期)平成24年度分から平成28年度分まで (第3期)平成29年度分から令和3年度分まで  ※2=東日本大震災に伴う復旧・復興事業のうち、全国の地方公共団体で行われる緊急防災・減災について、その財源を確保するために地方税の臨時特例法が制定された。 これに伴い超過課税(上乗せ)を実施。 (実施期間)平成26年度分から令和5年度分まで				1. 均等割 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>従業者数</th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円超</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円超</td> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table> H.6.4.1以降に終了する事業年度から適用  2. 法人税割 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本等の金額が10億円以上の法人及び相互会社</td> <td>12.1%</td> </tr> <tr> <td>資本等の金額が5億円以上10億円未満の法人</td> <td>10.9%</td> </tr> <tr> <td>資本等の金額が5億円未満の法人及び資本金出資金を有しない法人等</td> <td>9.7%</td> </tr> </tbody> </table> H26.10.1以降開始する事業年度から適用  <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本等の金額が10億円以上の法人及び相互会社</td> <td>8.4%</td> </tr> <tr> <td>資本等の金額が5億円以上10億円未満の法人</td> <td>7.2%</td> </tr> <tr> <td>資本等の金額が5億円未満の法人及び資本金出資金を有しない法人等</td> <td>6.0%</td> </tr> </tbody> </table> R元.10.1以降開始する事業年度から適用		資本等の金額	従業者数	標準税率	50億円超	50人超	3,000,000円	50人以下	410,000円	10億円超	50人超	1,750,000円	50人以下	410,000円	50億円以下	50人超	400,000円	50人以下	160,000円	1億円超	50人超	150,000円	50人以下	130,000円	1千万円以下	50人超	120,000円	50人以下	50,000円	上記以外の法人等		50,000円	区分	税率	資本等の金額が10億円以上の法人及び相互会社	12.1%	資本等の金額が5億円以上10億円未満の法人	10.9%	資本等の金額が5億円未満の法人及び資本金出資金を有しない法人等	9.7%	区分	税率	資本等の金額が10億円以上の法人及び相互会社	8.4%	資本等の金額が5億円以上10億円未満の法人	7.2%	資本等の金額が5億円未満の法人及び資本金出資金を有しない法人等	6.0%
資本等の金額	従業者数	標準税率																																																			
50億円超	50人超	3,000,000円																																																			
	50人以下	410,000円																																																			
10億円超	50人超	1,750,000円																																																			
	50人以下	410,000円																																																			
50億円以下	50人超	400,000円																																																			
	50人以下	160,000円																																																			
1億円超	50人超	150,000円																																																			
	50人以下	130,000円																																																			
1千万円以下	50人超	120,000円																																																			
	50人以下	50,000円																																																			
上記以外の法人等		50,000円																																																			
区分	税率																																																				
資本等の金額が10億円以上の法人及び相互会社	12.1%																																																				
資本等の金額が5億円以上10億円未満の法人	10.9%																																																				
資本等の金額が5億円未満の法人及び資本金出資金を有しない法人等	9.7%																																																				
区分	税率																																																				
資本等の金額が10億円以上の法人及び相互会社	8.4%																																																				
資本等の金額が5億円以上10億円未満の法人	7.2%																																																				
資本等の金額が5億円未満の法人及び資本金出資金を有しない法人等	6.0%																																																				
税率等																																																					
期別	(普通徴収)				(給与徴収)	(年金特徴)	毎月																																														
	1期	2期	3期	4期	6月～翌年5月(毎月)	4,6,8,10,12,翌年2月(2ヶ月ごと)																																															
納期(市税条例)	6月1日 }	8月1日 }	10月1日 }	1月1日 }	翌月10日まで	対象月の翌月10日まで	決算期後の2か月以内																																														
	6月30日	8月31日	10月31日	1月31日																																																	

## 10 市税の税率表(その2)

区 分	固定資産税 (土地・家屋・償却資産)		都市計画税 (土地・家屋)		軽自動車税(種別割)
納税義務者	1月1日現在、市内に所在する固定資産を所有する者				4月1日現在における軽自動車等の所有者(使用者)
課税標準	1月1日現在における当該固定資産の価格		1月1日現在における当該固定資産の価格		(1)原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額2,000円 イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額2,000円 ウ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額2,400円 エ 三輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額3,700円 (2)軽自動車及び小型特殊自動車 ア 軽自動車 二輪のもの(側車付のもの含む。) 年額3,600円 三輪のもの 年額3,900円(3,100円) 四輪以上のもの 乗用のもの(営業用) 年額6,900円(5,500円) 乗用のもの(自家用) 年額10,800円(7,200円) 貨物用のもの(営業用) 年額3,800円(3,000円) 貨物用のもの(自家用) 年額5,000円(4,000円) イ 小型特殊自動車 農耕作業用のもの 年額2,400円 その他のもの 年額5,900円 (3)二輪の小型自動車 年額6,000円 ※軽自動車のうち三輪及び四輪以上のものについて、平成27年4月1日以降に初回車両番号指定を受けた車両は( )外の税率を適用し、平成27年3月31日以前に初回車両番号指定を受けた車両は( )内の税率を適用する。 ※グリーン化特例(軽課及び重課)については、P76参照。
税率等	1.4/100		0.2/100		
	免税点 土地 30万円未満 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満				
期別	1期	2期	3期	4期	全期
納期	4月1日	7月1日	11月1日	2月1日	5月11日
(市税条例)	4月30日	7月31日	11月30日	同月末日	5月31日

## 10 市税の税率表(その3)

区分	市たばこ税	特別土地保有税		入湯税
納税義務者	製造たばこの製造者及び 卸売販売業者等	取得後10年間を 経過しない土地 を1月1日に保有 する者	1月1日又は7月 1日前1年以内に 土地を取得した者	鉱泉浴場における入湯客
課税標準	売渡本数  従量税率  ●旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ  売渡本数 × 5,262円/1,000本 (平成25年4月1日以降売渡分から)  売渡本数 × 5,692円/1,000本 (平成30年10月1日以降売渡分から)	土地の取得価格 又は修正取得価格 のいずれか低い金額  1.4/100	土地の取得価格  3/100	鉱泉浴場への入湯行為  1日1人につき 宿泊 150円 日帰り 100円
税率等	●旧3級品の紙巻たばこ  売渡本数 × 4,000円/1,000本 (平成30年4月1日以降売渡分から)  売渡本数 × 5,692円/1,000本 (令和元年10月1日以降売渡分から)	免税点 5,000㎡未満  平成15年度以降 課税停止 (新たな課税は行わない)	免税点 5,000㎡未満	
期別	毎月	全期	全期	毎月
納期 (市税条例)	翌月末日	5月31日	2月末日 又は 8月末日	翌月末日

## 11 市税税率の推移（その1）

区分		年度											
		S 25	S 26	S 27	S 28	S 29	S 30	S 31	S 32	S 33	S 34	S 35	
市 民 税	個人	均等割	600円		500円		400円（県民税 100円）						
		所得割	所得税額の18%	$\frac{18}{100}$		$\frac{13}{100}$		$\frac{15}{100}$		$\frac{18.5}{100}$	$\frac{20}{100}$		
	法人	均等割	1,800円										
		法人税割	法人税額の $\frac{15}{100}$	$\frac{12.5}{100}$		$\frac{7.5}{100}$		$\frac{8.1}{100}$					
固定資産税		1.6%			1.5%		1.4%						
	免税点	土地	10,000							20,000			
		家屋	10,000							30,000			
	(円未満)償却資産	10,000	30,000		50,000		100,000			150,000			
自転車荷車税 (S25～32年度)		普通自転車	200円		三輪車	500円		原動機付自転車		軽自動車			
軽自動車税 (S33年度以降)		三輪車	1,000円		簡易発動機自転車	1,000円		50cc以下	500円		農耕作業用	1,000円	
		四輪車	800円		原動機付自転車	500円		90cc以下	800円		その他		
		二輪車	600円		原動機付自転車	500円		125cc以下	1,000円		二輪の小型自転車		2,500円
		リヤカー	200円										
市たばこ消費税					$\frac{10}{115}$		9%		11%				
電気税 (免税点〔円/月〕)		10% (電気ガス税)											
ガス税 (免税点〔円/月〕)		10%											
特別土地保有税													
都市計画税							0.1%		0.2%				
沿革		<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和25年度シャープ勧告に基づく地方税制の改革</li> <li>・昭和26年度法人税割の創設 特別徴収の方法採用</li> <li>・昭和29年度道府県民税市たばこ消費税創設</li> <li>・昭和30年度基準年度制創設</li> <li>・昭和31年度固定資産等所在市町村交付金・納付金、都市計画税創設</li> <li>・昭和33年度自転車荷車税廃止軽自動車税創設</li> <li>・昭和39年度土地について負担調整措置が設けられた</li> <li>・昭和40年度市町村民税の課税が本文方式に統一</li> </ul>											

S 36	S 37	S 38	S 39	S 40	S 41	S 42	S 43	S 44	S 45	S 46	S 47	S 48	S 49	S 50
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

準 拠 税 率	標 準 税 率
---------	---------

1千万円超	4,000円
1千万円以下	2,400円

8.4%	8.9%	9.1%	12.1%	※ S51と同じ
------	------	------	-------	----------

24,000	80,000	150,000
	50,000	80,000
	300,000	1,000,000

軽自動車 二輪 1,500円 三輪 2,000円 四輪乗用 3,000円 四輪貨物 2,500円	原動機付自転車	小型特殊自動車
	50cc以下 500円	農耕用 1,000円
	90cc以下 800円	特殊用 3,000円
	125cc以下 1,200円	
	軽自動車	二輪の小型自動車
	二輪 1,500円	2,500円
	三輪 2,000円	
	四輪乗用 4,500円	
	四輪貨物 3,000円	

	12%	13.4%	13.4% 15%	15%	18.1%									
1本当たり単価	2円 601	2円 628	2円 714	2円 806	2円 932	3円 036	3円 164	3円 641	3円 833	3円 955	4円 094	4円 206	4円 331	4円 437

	9%	8%	7%									6%	6%	5%
(300)				(400)	(500)	(600)	(700)	(800)	(1,000)	(1,300)	(2,000)	(2,000)		

	9%	8%	7%									6%	5% (2,700)	4%
(300)				(500)	(700)	(800)	(1,000)	(1,200)	(1,400)	(1,600)	(2,100)	(4,000)	(4,000)	

	保有分 1.4% (5,000㎡)
	取得分 3% (5,000㎡)

- ・昭和44年度個人市民税の特別徴収が10回徴収から12回徴収へ
- ・昭和45年度個人市民税の譲渡所得の分離課税制度創設
- ・昭和48年度特別土地保有税創設
- ・昭和49年度電気税及びガス税に分離
- ・昭和50年度から法人市民税超過課税実施
- ・昭和50年度納期前納付報奨金制度の廃止
- ・昭和50年度口座振替制度実施
- ・昭和53年度特別土地保有税免除制度創設

## 11 市税税率の推移（その2）

年度		S 51	S 52	S 53	S 54	S 55																																
区分																																						
市 民 税	個人	均等割				1,200円（県民税 300円）	1,500円																															
	法人	所得割					標準税率																															
		均等割	1億円超 （従業員100人超） 24,000円	1億円超 （従業員100人超） 80,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>従業者数</th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">50億円超</td> <td>100人超</td> <td>800,000</td> </tr> <tr> <td>100人以下</td> <td>80,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円超 50億円以下</td> <td>100人超</td> <td>400,000</td> </tr> <tr> <td>100人以下</td> <td>80,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円超 10億円以下</td> <td>100人超</td> <td>80,000</td> </tr> <tr> <td>100人以下</td> <td>24,000</td> </tr> <tr> <td>1千万円超 1億円以下</td> <td>24,000</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>8,000</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>			資本等の金額	従業者数	標準税率	50億円超	100人超	800,000	100人以下	80,000	10億円超 50億円以下	100人超	400,000	100人以下	80,000	1億円超 10億円以下	100人超	80,000	100人以下	24,000	1千万円超 1億円以下	24,000			1千万円以下	8,000							
			資本等の金額	従業者数	標準税率																																	
			50億円超	100人超	800,000																																	
100人以下	80,000																																					
10億円超 50億円以下	100人超	400,000																																				
	100人以下	80,000																																				
1億円超 10億円以下	100人超	80,000																																				
	100人以下	24,000																																				
1千万円超 1億円以下	24,000																																					
1千万円以下	8,000																																					
1億円超 （＂ 100人以下） 12,000円	1億円超 （＂ 100人以下） 24,000円																																					
1千万円超1億円以下 12,000円	1千万円超1億円以下 24,000円																																					
1千万円以下 7,200円	1千万円以下 8,000円																																					
法人税割	10億円以上	14.5%																																				
	5億円以上10億円未満	13.3%																																				
	5億円未満	12.1%																																				
固定資産税		1.4%	（免税点：土地 150,000円 家屋 80,000円 償却資産 1,000,000円）																																			
軽自動車税		<table border="0"> <tr> <td>原動機付自転車</td> <td>四輪 乗用</td> <td>営業用 5,200円</td> <td>原動機付自転車</td> </tr> <tr> <td>50cc以下</td> <td>650円</td> <td>自家用 5,900円</td> <td>50cc以下 700円</td> </tr> <tr> <td>90cc以下</td> <td>1,000円</td> <td>四輪 貨物</td> <td>営業用 2,900円</td> </tr> <tr> <td>125cc以下</td> <td>1,300円</td> <td>自家用 3,300円</td> <td>90cc以下 1,100円</td> </tr> <tr> <td>軽自動車</td> <td>小型特殊自動車</td> <td></td> <td>125cc以下 1,450円</td> </tr> <tr> <td>二輪</td> <td>2,000円</td> <td>農耕用 1,300円</td> <td>軽自動車</td> </tr> <tr> <td>三輪</td> <td>2,600円</td> <td>特殊用 3,900円</td> <td>二輪 2,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>二輪の小型自動車 3,300円</td> <td>三輪 2,850円</td> </tr> </table>			原動機付自転車	四輪 乗用	営業用 5,200円	原動機付自転車	50cc以下	650円	自家用 5,900円	50cc以下 700円	90cc以下	1,000円	四輪 貨物	営業用 2,900円	125cc以下	1,300円	自家用 3,300円	90cc以下 1,100円	軽自動車	小型特殊自動車		125cc以下 1,450円	二輪	2,000円	農耕用 1,300円	軽自動車	三輪	2,600円	特殊用 3,900円	二輪 2,200円			二輪の小型自動車 3,300円	三輪 2,850円		
原動機付自転車	四輪 乗用	営業用 5,200円	原動機付自転車																																			
50cc以下	650円	自家用 5,900円	50cc以下 700円																																			
90cc以下	1,000円	四輪 貨物	営業用 2,900円																																			
125cc以下	1,300円	自家用 3,300円	90cc以下 1,100円																																			
軽自動車	小型特殊自動車		125cc以下 1,450円																																			
二輪	2,000円	農耕用 1,300円	軽自動車																																			
三輪	2,600円	特殊用 3,900円	二輪 2,200円																																			
		二輪の小型自動車 3,300円	三輪 2,850円																																			
市たばこ消費税		18.1%	4円 674	6円 701	6円 796	6円 890	6円 989																															
電気税		5% (2,000円)	5% S52. 6以降(2,400円)			5% S55. 6以降(3,600円)																																
ガス税		3% S52. 1以降(4,000円)	2% S52. 6以降(4,800円)	2% S53. 6以降(6,000円)	2% S54. 6以降(7,000円)	2% S55. 6以降(10,000円)																																
特別土地保有税		保有 取得	1.4% 3%	(5,000㎡) (5,000㎡)																																		
都市計画税		0.2%																																				

S 56	S 57	S 58
------	------	------

( 県民税 500 円 )

資本等の金額	従業者数	標準税率	資本等の金額	従業者数	標準税率
50億円超	100人超	800,000	50億円超	50人超	1,200,000
	100人以下	80,000		50人以下	160,000
10億円超 50億円以下	100人超	400,000	10億円超 50億円以下	50人超	700,000
	100人以下	80,000		50人以下	160,000
1億円超 10億円以下	100人超	80,000	1億円超 10億円以下	50人超	160,000
	100人以下	24,000		50人以下	60,000
1千万円超 1億円以下		24,000	1千万円超 1億円以下	50人超	60,000
				50人以下	48,000
1千万円以下		8,000	1千万円以下	50人超	48,000
				50人以下	16,000

※ 昭和56年4月1日以後終了する事業年度分から適用

※ 昭和58年4月1日以後終了する事業年度分から適用

昭和56年8月1日以降 終了する事業年度か ら適用	資本等の金額 10億円以上 5億円以上10億円未満 5億円未満	14.7 % 13.5 % 12.3 %
---------------------------------	---------------------------------------	----------------------------

四輪 乗用 営業用	5,200 円
自家用	5,900 円
四輪 貨物 営業用	2,900 円
自家用	3,300 円
小型特殊自動車	
農耕用	1,300 円
特殊用	3,900 円
二輪の小型自動車	3,300 円

8円 151	8円 590	8円 670
--------	--------	--------

	2 % S57. 6以降(12,000円)
--	--------------------------

### 11 市税税率の推移（その3）

年度		S 59																						
区分																								
市 民 税 人	個人均等割	1,500円（県民税 500円）																						
	個人所得割	標準税率																						
	法人均等割	資本等の金額	従業者数	標準税率																				
		50億円超	50人超	3,000,000																				
			50人以下	400,000																				
		10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000																				
			50人以下	400,000																				
		1億円超 10億円以下	50人超	400,000																				
			50人以下	150,000																				
		1千万円超 1億円以下	50人超	150,000																				
50人以下	120,000																							
1千万円以下	50人超	120,000																						
	50人以下	40,000																						
上記以外の法人等		40,000																						
	※ 昭和59年4月1日以後終了する事業年度分から適用																							
	法人税割	資本等の金額	税率																					
		10億円以上	14.7%																					
		5億円以上 10億円未満	13.5%																					
		5億円未満	12.3%																					
固定資産税	1.4%	（免税点:土地 150,000円 家屋 80,000円 償却資産 1,000,000円）																						
軽自動車税		<table border="0"> <tr> <td>原動機付自転車</td> <td>軽自動車</td> <td>小型特殊自動車</td> </tr> <tr> <td>50cc以下 1,000円</td> <td>二輪 2,400円</td> <td>農耕用 1,600円</td> </tr> <tr> <td>90cc以下 1,200円</td> <td>三輪 3,100円</td> <td>特殊用 4,700円</td> </tr> <tr> <td>125cc以下 1,600円</td> <td>四輪 乗用営業用 5,500円</td> <td>二輪の小型自動車 4,000円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー 2,500円</td> <td>自家用 7,200円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>四輪 貨物営業用 3,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>自家用 4,000円</td> <td></td> </tr> </table>	原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車	50cc以下 1,000円	二輪 2,400円	農耕用 1,600円	90cc以下 1,200円	三輪 3,100円	特殊用 4,700円	125cc以下 1,600円	四輪 乗用営業用 5,500円	二輪の小型自動車 4,000円	ミニカー 2,500円	自家用 7,200円			四輪 貨物営業用 3,000円			自家用 4,000円		
原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車																						
50cc以下 1,000円	二輪 2,400円	農耕用 1,600円																						
90cc以下 1,200円	三輪 3,100円	特殊用 4,700円																						
125cc以下 1,600円	四輪 乗用営業用 5,500円	二輪の小型自動車 4,000円																						
ミニカー 2,500円	自家用 7,200円																							
	四輪 貨物営業用 3,000円																							
	自家用 4,000円																							
市たばこ消費税	18.1%	9円 502																						
電気税	5%	S55.6以降(3,600円)																						
ガス税	2%	S57.6以降(12,000円)																						
特別土地保有税	保有分 1.4% 取得分 3%																							
都市計画税	0.2%																							



S 60	S 61	S 62	S 63
------	------	------	------

2,000 円 ( 県民税 700 円 )

---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---

従量税率 売上本数 × 350 / 1,000	従量税率 売上本数 × 640 / 1,000 ※ 昭和61年5月1日改正
従価税率 小売定価 × 1.43 / 100	従価税率 { 小売価格 - ( 1本につき1円、1gにつき1円 ) × 14.3 / 100

(電気税の廃止)

(ガス税の廃止)

---



---



---



---

## 11 市税税率の推移（その4）

年度 区分		H元		H2	
		H元		H2	
市 民 税	個人均等割	2,000円（県民税 700円）			
	個人所得割	標準税率			
	法人均等割	資本等の金額	従業者数	標準税率	
		50億円超	50人超	3,000,000	
			50人以下	400,000	
		10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000	
			50人以下	400,000	
		1億円超 10億円以下	50人超	400,000	
			50人以下	150,000	
		1千万円超 1億円以下	50人超	150,000	
50人以下	120,000				
1千万円以下	50人超	120,000			
	50人以下	40,000			
上記以外の法人等		40,000			
	法人税割	資本等の金額	10億円以上	14.7%	
			5億円以上 10億円未満	13.5%	
			5億円未満	12.3%	
固定資産税		1.4%（免税点:土地 150,000円 家屋 80,000円 償却資産 1,000,000円）			
軽自動車税		原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車	
		50cc以下 1,000円	二輪 2,400円	農耕用 1,600円	
		90cc以下 1,200円	三輪 3,100円	特殊用 4,700円	
		125cc以下 1,600円	四輪 乗用 営業用 5,500円		
		ミニカー 2,500円	自家用 7,200円	二輪の小型自動車 4,000円	
			四輪 貨物 営業用 3,000円		
			自家用 4,000円		
市たばこ税		売渡本数 × $\frac{1,997}{1,000}$ 円			
特別土地保有税		保有分	1.4%		
		取得分	3%		
都市計画税		0.2%			

H 3	H 4	H 5
<p>1.4 % (免税点:土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円)</p>		

## 11 市税税率の推移（その5）

年度		H 6	H 7	
区分				
市 民 税	個人均等割	2,000円（県民税 700円）		
	個人所得割	標準税率		
	法人均等割	資本等の金額	従業者数	標準税率
		50億円超	50人超	3,000,000
			50人以下	410,000
		10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000
			50人以下	410,000
		1億円超 10億円以下	50人超	400,000
			50人以下	160,000
		1千万円超 1億円以下	50人超	150,000
50人以下	130,000			
1千万円以下	50人超	120,000		
	50人以下	50,000		
	上記以外の法人等		50,000	
	※ 平成6年4月1日以後終了する事業年度分から適用			
	法人税割	資本等の金額	税率	
		10億円以上	14.7%	
		5億円以上 10億円未満	13.5%	
		5億円未満	12.3%	
固定資産税		1.4%（免税点:土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円）		
軽自動車税		原動機付自転車	軽自動車	
		50cc以下 1,000円	二輪 2,400円	
		90cc以下 1,200円	三輪 3,100円	
		125cc以下 1,600円	四輪 乗用 営業用 5,500円	
		ミニカー 2,500円	自家用 7,200円	
			四輪 貨物 営業用 3,000円	
			自家用 4,000円	
			小型特殊自動車	
			農耕用 1,600円	
			特殊用 4,700円	
			二輪の小型自動車 4,000円	
市たばこ税		1,997円/1,000本（旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ） 948円/1,000本（旧3級品の紙巻たばこ）		
特別土地保有税		保有分 1.4%	取得分 3%	
都市計画税		0.2%		

H 8	H 9	H 10
2,500円（県民税 1,000円）		

売渡本数×	2,434円/1,000本（旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ）
	1,155円/1,000本（旧3級品の紙巻たばこ）

11 市税税率の推移（その6）

区 分		年 度		
		H 11	H12	
市 民 税 人	個 均 等 割	2,500円（県民税 1,000円）		
	人 所 得 割	標 準 税 率		
	法 均 等 割	資本等の金額	従 業 者 数	標 準 税 率
		50億円超	50人超	3,000,000
			50人以下	410,000
		10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000
			50人以下	410,000
		1億円超 10億円以下	50人超	400,000
			50人以下	160,000
		1千万円超 1億円以下	50人超	150,000
50人以下	130,000			
1千万円以下	50人超	120,000		
	50人以下	50,000		
上記以外の法人等		50,000		
※ 平成6年4月1日以後終了する事業年度分から適用				
	法人税割	資本等の金額	10億円以上 14.7% 5億円以上 10億円未満 13.5% 5億円未満 12.3%	
固 定 資 産 税		1.4%（免税点:土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円）		
軽自動車税		原動機付自転車	軽自動車 小型特殊自動車	
	50cc以下	1,000円	二輪 2,400円 農耕用 1,600円	
	90cc以下	1,200円	三輪 3,100円 特殊用 4,700円	
	125cc以下	1,600円	四輪 乗用 営業用 5,500円	
	ミニカー	2,500円	自家用 7,200円 二輪の小型自動車 4,000円	
			四輪 貨物 営業用 3,000円 自家用 4,000円	
市たばこ税		2,668円/1,000本（旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ） 売渡本数 × 1,266円/1,000本（旧3級品の紙巻たばこ）	※平成11年5月1日以降の売渡分から	
特別土地保有税		保 有 分 1.4% 取 得 分 3%		
都 市 計 画 税		0.2%		

H13	H14

# 11 市税税率の推移（その7）

区 分		年 度																																				
		H15	H16																																			
市 民 税	個 均 等 割	2,500円（県民税 1,000円）																																				
	人 所 得 割	標 準 税 率																																				
	法 人 均 等 割	資本等の金額	従業者数	標準税率																																		
		50億円超	50人超	3,000,000																																		
			50人以下	410,000																																		
		10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000																																		
			50人以下	410,000																																		
		1億円超 10億円以下	50人超	400,000																																		
			50人以下	160,000																																		
		1千万円超 1億円以下	50人超	150,000																																		
50人以下	130,000																																					
1千万円以下	50人超	120,000																																				
	50人以下	50,000																																				
上記以外の法人等		50,000																																				
※ 平成6年4月1日以後終了する事業年度分から適用																																						
法 人 税 割	資本等の金額	10億円以上	14.7%																																			
		5億円以上10億円未満	13.5%																																			
		5億円未満	12.3%																																			
固 定 資 産 税		1.4%（免税点:土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円）																																				
軽自動車税		<table border="0"> <tr> <td>原動機付自転車</td> <td></td> <td>軽自動車</td> <td></td> <td>小型特殊自動車</td> </tr> <tr> <td>50cc以下</td> <td>1,000円</td> <td>二輪</td> <td>2,400円</td> <td>農耕用 1,600円</td> </tr> <tr> <td>90cc以下</td> <td>1,200円</td> <td>三輪</td> <td>3,100円</td> <td>特殊用 4,700円</td> </tr> <tr> <td>125cc以下</td> <td>1,600円</td> <td>四輪 乗用 営業用</td> <td>5,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>2,500円</td> <td>四輪 乗用 自家用</td> <td>7,200円</td> <td>二輪の小型自動車</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>四輪 貨物 営業用</td> <td>3,000円</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>四輪 貨物 自家用</td> <td>4,000円</td> <td></td> </tr> </table>	原動機付自転車		軽自動車		小型特殊自動車	50cc以下	1,000円	二輪	2,400円	農耕用 1,600円	90cc以下	1,200円	三輪	3,100円	特殊用 4,700円	125cc以下	1,600円	四輪 乗用 営業用	5,500円		ミニカー	2,500円	四輪 乗用 自家用	7,200円	二輪の小型自動車			四輪 貨物 営業用	3,000円	4,000円			四輪 貨物 自家用	4,000円		
原動機付自転車		軽自動車		小型特殊自動車																																		
50cc以下	1,000円	二輪	2,400円	農耕用 1,600円																																		
90cc以下	1,200円	三輪	3,100円	特殊用 4,700円																																		
125cc以下	1,600円	四輪 乗用 営業用	5,500円																																			
ミニカー	2,500円	四輪 乗用 自家用	7,200円	二輪の小型自動車																																		
		四輪 貨物 営業用	3,000円	4,000円																																		
		四輪 貨物 自家用	4,000円																																			
市たばこ税		平成15年7月1日から 売渡本数 × 2,997円/1,000本（旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ） 1,412円/1,000本（旧3級品の紙巻たばこ）																																				
特別土地保有税		平成15年4月1日から 課税停止																																				
入湯税		-																																				
都市計画税		0.2%																																				



H17	H18	H19	H20	H21
		市民税3,000円・県民税1,300円		
		市民税6%・県民税4%(上乗せ0.025%)		
		平成18年7月1日から 売渡本数 × 3,298円/1,000本(旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ) 1,564円/1,000本(旧3級品の紙巻たばこ)		
*平成17年4月1日から 宿泊 150円 日帰り 100円				

## 11 市税税率の推移（その8）

区 分		年 度		H22	H23	H24
市 民 税	個 人	均 等 割	市民税3,000円・県民税1,300円(上乘せ300円)			
		所 得 割	市民税6%・県民税4.025%(上乘せ0.025%)			
	法 人	均 等 割	資本等の金額	従 業 者 数	標 準 税 率	
			50億円超	50人超	3,000,000	
				50人以下	410,000	
			10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000	
				50人以下	410,000	
			1億円超 10億円以下	50人超	400,000	
				50人以下	160,000	
			1千万円超 1億円以下	50人超	150,000	
50人以下	130,000					
1千万円以下	50人超	120,000				
	50人以下	50,000				
上記以外の法人等				50,000		
		※ 平成6年4月1日以後終了する事業年度分から適用				
	法 人 税 割	資本等の金額	10億円以上	14.7%		
			5億円以上 10億円未満	13.5%		
			5億円未満	12.3%		
固 定 資 産 税		1.4% (免税点:土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円)				
軽自動車税		原動機付自転車	軽自動車		小型特殊自動車	
		50cc以下 1,000円	二輪	2,400円	農耕用 1,600円	
		90cc以下 1,200円	三輪	3,100円	特殊用 4,700円	
		125cc以下 1,600円	四輪 乗用 営業用	5,500円		
		ミニカー 2,500円	自家用	7,200円	二輪の小型自動車	
			四輪 貨物 営業用	3,000円	4,000円	
			自家用	4,000円		
市たばこ税		平成22年10月1日から 売渡本数 × 4,618円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ) 2,190円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこ)				
特別土地保有税		平成15年4月1日から 課税停止				
入湯税		宿泊 150円 日帰り 100円				
都市計画税		0.2%				

H25	H26												
	市民税3,500円(上乗せ500円)・県民税1,800円(上乗せ800円)												
	市民税6%・県民税4.025%(上乗せ0.025%)												
	<table border="0"> <tr> <td>資本等の金額</td> <td>10億円以上</td> <td>12.1%</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>5億円以上10億円未満</td> <td>10.9%</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>5億円未満</td> <td>9.7%</td> <td>(平成26年10月1日以後開始する事業年度から適用)</td> </tr> </table>	資本等の金額	10億円以上	12.1%			5億円以上10億円未満	10.9%			5億円未満	9.7%	(平成26年10月1日以後開始する事業年度から適用)
資本等の金額	10億円以上	12.1%											
	5億円以上10億円未満	10.9%											
	5億円未満	9.7%	(平成26年10月1日以後開始する事業年度から適用)										
平成25年4月1日から	<table border="0"> <tr> <td>売渡本数 ×</td> <td>5,262円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2,495円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこ)</td> </tr> </table>	売渡本数 ×	5,262円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ)		2,495円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこ)								
売渡本数 ×	5,262円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ)												
	2,495円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこ)												

## 11 市税税率の推移 (その9)

年度		H27																																
区分																																		
市 民 税	個人均等割	市民税3,500円(上乗せ500円)・県民税1,800円(上乗せ800円)																																
	個人所得割	市民税6%・県民税4.025%(上乗せ0.025%)																																
	法人均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>従業者数</th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円超 50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円超 10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>400,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>160,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円超 1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>150,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>130,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>120,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td>50,000</td> </tr> </tbody> </table>	資本等の金額	従業者数	標準税率	50億円超	50人超	3,000,000	50人以下	410,000	10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000	50人以下	410,000	1億円超 10億円以下	50人超	400,000	50人以下	160,000	1千万円超 1億円以下	50人超	150,000	50人以下	130,000	1千万円以下	50人超	120,000	50人以下	50,000	上記以外の法人等		50,000	※平成6年4月1日以後終了する事業年度分から適用
	資本等の金額	従業者数	標準税率																															
50億円超	50人超	3,000,000																																
	50人以下	410,000																																
10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000																																
	50人以下	410,000																																
1億円超 10億円以下	50人超	400,000																																
	50人以下	160,000																																
1千万円超 1億円以下	50人超	150,000																																
	50人以下	130,000																																
1千万円以下	50人超	120,000																																
	50人以下	50,000																																
上記以外の法人等		50,000																																
法人税割	<table> <tbody> <tr> <td>資本等の金額 10億円以上</td> <td>12.1%</td> </tr> <tr> <td>5億円以上 10億円未満</td> <td>10.9%</td> </tr> <tr> <td>5億円未満</td> <td>9.7% (平成26年10月1日以後開始する事業年度から適用)</td> </tr> </tbody> </table>	資本等の金額 10億円以上	12.1%	5億円以上 10億円未満	10.9%	5億円未満	9.7% (平成26年10月1日以後開始する事業年度から適用)																											
資本等の金額 10億円以上	12.1%																																	
5億円以上 10億円未満	10.9%																																	
5億円未満	9.7% (平成26年10月1日以後開始する事業年度から適用)																																	
固定資産税	1.4%	(免税点:土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円)																																
軽自動車税	<table> <tbody> <tr> <td>原動機付自転車</td> <td>軽自動車</td> <td>小型特殊自動車</td> </tr> <tr> <td>50cc以下 1,000円</td> <td>二輪 2,400円</td> <td>農耕用 1,600円</td> </tr> <tr> <td>90cc以下 1,200円</td> <td>三輪 3,900円 ① 3,100円 ②</td> <td>特殊用 4,700円</td> </tr> <tr> <td>125cc以下 1,600円</td> <td>四輪 乗用 営業用 6,900円 5,500円</td> <td>二輪の小型自動車 4,000円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー 2,500円</td> <td>自家用 10,800円 7,200円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>四輪 貨物 営業用 3,800円 3,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>自家用 5,000円 4,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>三輪及び四輪の車両のうち            ①平成27年4月1日以降に初回車両番号指定を受けた車両            ②平成27年3月31日以前に初回車両番号指定を受けた車両</p>	原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車	50cc以下 1,000円	二輪 2,400円	農耕用 1,600円	90cc以下 1,200円	三輪 3,900円 ① 3,100円 ②	特殊用 4,700円	125cc以下 1,600円	四輪 乗用 営業用 6,900円 5,500円	二輪の小型自動車 4,000円	ミニカー 2,500円	自家用 10,800円 7,200円			四輪 貨物 営業用 3,800円 3,000円			自家用 5,000円 4,000円													
原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車																																
50cc以下 1,000円	二輪 2,400円	農耕用 1,600円																																
90cc以下 1,200円	三輪 3,900円 ① 3,100円 ②	特殊用 4,700円																																
125cc以下 1,600円	四輪 乗用 営業用 6,900円 5,500円	二輪の小型自動車 4,000円																																
ミニカー 2,500円	自家用 10,800円 7,200円																																	
	四輪 貨物 営業用 3,800円 3,000円																																	
	自家用 5,000円 4,000円																																	
市たばこ税	平成25年4月1日から	売渡本数×	5,262円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ) 2,495円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこ)																															
特別土地保有税	平成15年4月1日から	課税停止																																
入湯税	宿泊 150円 日帰り 100円																																	
都市計画税	0.2%																																	

H28

原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車
50cc以下 2,000円	二輪 3,600円	農耕用 2,400円
90cc以下 2,000円	① 三輪 3,900円	② 特殊用 5,900円
125cc以下 2,400円	③ 四輪 乗用 営業用 6,900円	④ 二輪の小型自動車 6,000円
ミニカー 3,700円	⑤ 四輪 乗用 自家用 10,800円	
	⑥ 四輪 貨物 営業用 3,800円	
	⑦ 四輪 貨物 自家用 5,000円	

三輪及び四輪の車両のうち

①平成27年4月1日以降に初回車両番号指定を受けた車両

②平成27年3月31日以前に初回車両番号指定を受けた車両

③初回車両番号指定を受けてから13年が経過した車両

※平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて車両番号指定を受けた車両のうち、一定の排ガス基準及び燃費基準を満たすものについては、軽減税率を適用する。

平成25年4月1日から	売渡本数 ×	5,262円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ)
平成28年4月1日から		2,925円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこ)

## 11 市税税率の推移 (その10)

年度		H29																																	
区分																																			
市 民 税	個人均等割	市民税3,500円(上乗せ500円)・県民税1,800円(上乗せ800円)																																	
	個人所得割	市民税6%・県民税4.025%(上乗せ0.025%)																																	
	法人均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>従業者数</th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円超 50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円超 10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>400,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>160,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円超 1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>150,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>130,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>120,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td>50,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成6年4月1日以後終了する事業年度分から適用</p>		資本等の金額	従業者数	標準税率	50億円超	50人超	3,000,000	50人以下	410,000	10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000	50人以下	410,000	1億円超 10億円以下	50人超	400,000	50人以下	160,000	1千万円超 1億円以下	50人超	150,000	50人以下	130,000	1千万円以下	50人超	120,000	50人以下	50,000	上記以外の法人等		50,000	
	資本等の金額	従業者数	標準税率																																
50億円超	50人超	3,000,000																																	
	50人以下	410,000																																	
10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000																																	
	50人以下	410,000																																	
1億円超 10億円以下	50人超	400,000																																	
	50人以下	160,000																																	
1千万円超 1億円以下	50人超	150,000																																	
	50人以下	130,000																																	
1千万円以下	50人超	120,000																																	
	50人以下	50,000																																	
上記以外の法人等		50,000																																	
法人税割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10億円以上</td> <td>12.1%</td> </tr> <tr> <td>5億円以上10億円未満</td> <td>10.9%</td> </tr> <tr> <td>5億円未満</td> <td>9.7% (平成26年10月1日以後開始する事業年度から適用)</td> </tr> </tbody> </table>		資本等の金額	税率	10億円以上	12.1%	5億円以上10億円未満	10.9%	5億円未満	9.7% (平成26年10月1日以後開始する事業年度から適用)																									
資本等の金額	税率																																		
10億円以上	12.1%																																		
5億円以上10億円未満	10.9%																																		
5億円未満	9.7% (平成26年10月1日以後開始する事業年度から適用)																																		
固定資産税	1.4% (免税点:土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円)																																		
軽自動車税	<table border="1"> <thead> <tr> <th>原動機付自転車</th> <th>軽自動車</th> <th>小型特殊自動車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50cc以下 2,000円</td> <td>二輪 3,600円</td> <td>農耕用 2,400円</td> </tr> <tr> <td>90cc以下 2,000円</td> <td>三輪 3,900円<sup>①</sup></td> <td>特殊用 5,900円</td> </tr> <tr> <td>125cc以下 2,400円</td> <td>四輪 乗用 営業用 6,900円</td> <td>② 4,600円<sup>③</sup> ③ 8,200円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー 3,700円</td> <td>四輪 乗用 営業用 6,900円</td> <td>二輪の小型自動車 6,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>四輪 貨物 営業用 3,800円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>四輪 貨物 家用 5,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>四輪 乗用 家用 7,200円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>四輪 乗用 家用 12,900円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>四輪 貨物 家用 4,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>四輪 貨物 家用 6,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>三輪及び四輪の車両のうち          ①平成27年4月1日以降に初回車両番号指定を受けた車両          ②平成27年3月31日以前に初回車両番号指定を受けた車両          ③初回車両番号指定を受けてから13年が経過した車両          ※平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両のうち、一定の排ガス基準及び燃費基準を満たすものについては、軽減税率を適用する。</p>		原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車	50cc以下 2,000円	二輪 3,600円	農耕用 2,400円	90cc以下 2,000円	三輪 3,900円 <sup>①</sup>	特殊用 5,900円	125cc以下 2,400円	四輪 乗用 営業用 6,900円	② 4,600円 <sup>③</sup> ③ 8,200円	ミニカー 3,700円	四輪 乗用 営業用 6,900円	二輪の小型自動車 6,000円		四輪 貨物 営業用 3,800円			四輪 貨物 家用 5,000円			四輪 乗用 家用 7,200円			四輪 乗用 家用 12,900円			四輪 貨物 家用 4,500円			四輪 貨物 家用 6,000円	
原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車																																	
50cc以下 2,000円	二輪 3,600円	農耕用 2,400円																																	
90cc以下 2,000円	三輪 3,900円 <sup>①</sup>	特殊用 5,900円																																	
125cc以下 2,400円	四輪 乗用 営業用 6,900円	② 4,600円 <sup>③</sup> ③ 8,200円																																	
ミニカー 3,700円	四輪 乗用 営業用 6,900円	二輪の小型自動車 6,000円																																	
	四輪 貨物 営業用 3,800円																																		
	四輪 貨物 家用 5,000円																																		
	四輪 乗用 家用 7,200円																																		
	四輪 乗用 家用 12,900円																																		
	四輪 貨物 家用 4,500円																																		
	四輪 貨物 家用 6,000円																																		
市たばこ税	<table border="1"> <thead> <tr> <th>平成25年4月1日から 平成29年4月1日から</th> <th>売渡本数 ×</th> <th>5,262円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>3,355円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこ)</td> </tr> </tbody> </table>		平成25年4月1日から 平成29年4月1日から	売渡本数 ×	5,262円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ)			3,355円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこ)																											
平成25年4月1日から 平成29年4月1日から	売渡本数 ×	5,262円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ)																																	
		3,355円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこ)																																	
特別土地保有税	平成15年4月1日から 課税停止																																		
入湯税	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>宿泊</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>日帰り</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table>		宿泊	150円	日帰り	100円																													
宿泊	150円																																		
日帰り	100円																																		
都市計画税	0.2%																																		

H30

原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車
50cc以下 2,000円	二輪 3,600円	農耕用 2,400円
90cc以下 2,000円	三輪 ① 3,900円 ② 3,100円 ③ 4,600円	特殊用 5,900円
125cc以下 2,400円	四輪 乗用 営業用 6,900円 5,500円 8,200円	二輪の小型自動車 6,000円
ミニカー 3,700円	自家用 10,800円 7,200円 12,900円	
	四輪 貨物 営業用 3,800円 3,000円 4,500円	
	自家用 5,000円 4,000円 6,000円	

三輪及び四輪の車両のうち

- ①平成27年4月1日以降に初回車両番号指定を受けた車両
- ②平成27年3月31日以前に初回車両番号指定を受けた車両
- ③初回車両番号指定を受けてから13年が経過した車両

※平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両のうち、一定の排ガス基準及び燃費基準を満たすものについては、軽減税率を適用する。

平成30年10月1日から	売渡本数 × 5,692円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ)
平成30年4月1日から	4,000円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこ)

## 11 市税税率の推移 (その11)

年度		H31/R元																																
区分																																		
市 民 税	個人均等割	市民税3,500円(上乗せ500円)・県民税1,800円(上乗せ800円)																																
	個人所得割	市民税6%・県民税4.025%(上乗せ0.025%)																																
	法人均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>従業者数</th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円超 50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円超 10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>400,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>160,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円超 1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>150,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>130,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>120,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td>50,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成6年4月1日以後終了する事業年度分から適用</p>		資本等の金額	従業者数	標準税率	50億円超	50人超	3,000,000	50人以下	410,000	10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000	50人以下	410,000	1億円超 10億円以下	50人超	400,000	50人以下	160,000	1千万円超 1億円以下	50人超	150,000	50人以下	130,000	1千万円以下	50人超	120,000	50人以下	50,000	上記以外の法人等		50,000
	資本等の金額	従業者数	標準税率																															
50億円超	50人超	3,000,000																																
	50人以下	410,000																																
10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000																																
	50人以下	410,000																																
1億円超 10億円以下	50人超	400,000																																
	50人以下	160,000																																
1千万円超 1億円以下	50人超	150,000																																
	50人以下	130,000																																
1千万円以下	50人超	120,000																																
	50人以下	50,000																																
上記以外の法人等		50,000																																
法人税割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10億円以上</td> <td>8.4%</td> </tr> <tr> <td>5億円以上10億円未満</td> <td>7.2%</td> </tr> <tr> <td>5億円未満</td> <td>6.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(令和元年10月1日以後開始する事業年度から適用)</p>		資本等の金額	税率	10億円以上	8.4%	5億円以上10億円未満	7.2%	5億円未満	6.0%																								
資本等の金額	税率																																	
10億円以上	8.4%																																	
5億円以上10億円未満	7.2%																																	
5億円未満	6.0%																																	
固定資産税	1.4% (免税点:土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円)																																	
軽自動車税	<table border="1"> <thead> <tr> <th>原動機付自転車</th> <th>軽自動車</th> <th>小型特殊自動車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50cc以下 2,000円</td> <td>二輪 3,600円</td> <td>農耕用 2,400円</td> </tr> <tr> <td>90cc以下 2,000円</td> <td>三輪 3,900円<sup>①</sup></td> <td>特殊用 5,900円</td> </tr> <tr> <td>125cc以下 2,400円</td> <td>四輪 乗用 営業用 6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー 3,700円</td> <td>四輪 乗用 営業用 3,800円</td> <td>3,000円 4,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>四輪 貨物 営業用 3,800円</td> <td>3,000円 4,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>四輪 貨物 家用 5,000円</td> <td>4,000円 6,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>三輪及び四輪の車両のうち          ①平成27年4月1日以降に初回車両番号指定を受けた車両          ②平成27年3月31日以前に初回車両番号指定を受けた車両          ③初回車両番号指定を受けてから13年が経過した車両          ※平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両のうち、一定の排ガス基準及び燃費基準を満たすものについては、軽減税率を適用する。</p>		原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車	50cc以下 2,000円	二輪 3,600円	農耕用 2,400円	90cc以下 2,000円	三輪 3,900円 <sup>①</sup>	特殊用 5,900円	125cc以下 2,400円	四輪 乗用 営業用 6,900円	8,200円	ミニカー 3,700円	四輪 乗用 営業用 3,800円	3,000円 4,500円		四輪 貨物 営業用 3,800円	3,000円 4,500円		四輪 貨物 家用 5,000円	4,000円 6,000円											
原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車																																
50cc以下 2,000円	二輪 3,600円	農耕用 2,400円																																
90cc以下 2,000円	三輪 3,900円 <sup>①</sup>	特殊用 5,900円																																
125cc以下 2,400円	四輪 乗用 営業用 6,900円	8,200円																																
ミニカー 3,700円	四輪 乗用 営業用 3,800円	3,000円 4,500円																																
	四輪 貨物 営業用 3,800円	3,000円 4,500円																																
	四輪 貨物 家用 5,000円	4,000円 6,000円																																
市たばこ税	平成30年10月1日から 令和元年10月1日から 売渡本数 × 5,692円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ) 5,692円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこ)																																	
特別土地保有税	平成15年4月1日から 課税停止																																	
入湯税	宿泊 150円 日帰り 100円																																	
都市計画税	0.2%																																	



原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車
50cc以下 2,000円	二輪 3,600円	農耕用 2,400円
90cc以下 2,000円	① 三輪 3,900円	② 特殊用 5,900円
125cc以下 2,400円	③ 四輪 乗用 営業用 6,900円	④ 二輪の小型自動車 6,000円
ミニカー 3,700円	⑤ 自家用 10,800円	
	⑥ 四輪 貨物 営業用 3,800円	
	⑦ 自家用 5,000円	
	⑧ 3,100円	
	⑨ 5,500円	
	⑩ 7,200円	
	⑪ 12,900円	
	⑫ 3,000円	
	⑬ 4,000円	
	⑭ 6,000円	

## 三輪及び四輪の車両のうち

①平成27年4月1日以降に初回車両番号指定を受けた車両

②平成27年3月31日以前に初回車両番号指定を受けた車両

③初回車両番号指定を受けてから13年が経過した車両

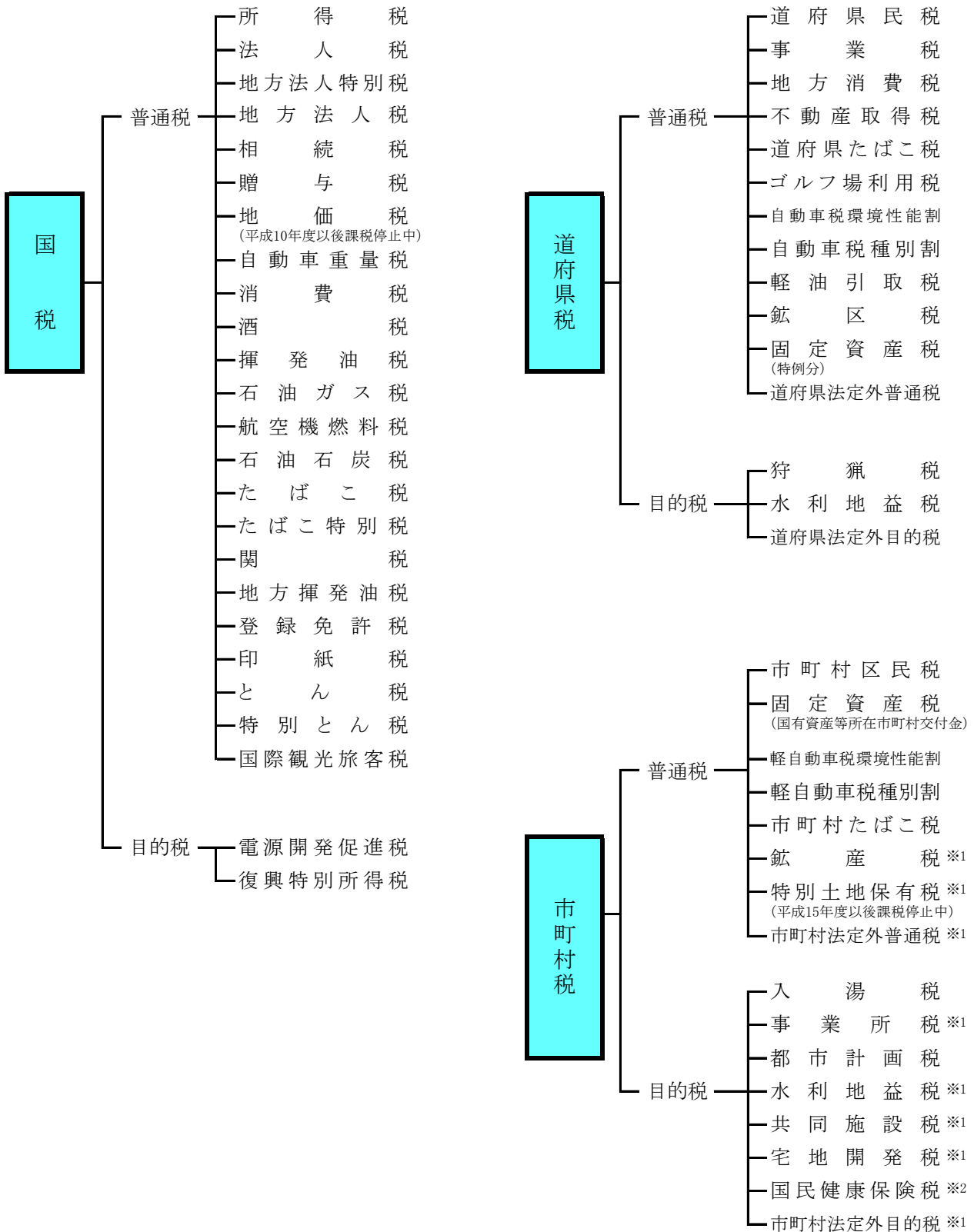
※平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両のうち、  
一定の排ガス基準及び燃費基準を満たすものについては、軽減税率を適用する。

令和2年10月1日から

売渡本数 × 6,122円 / 1,000本

# 12 税制一覽

(令和2年4月1日現在)



\* 地方譲与税及び地方交付税を除く

※1 小田原市で課税のないもの

※2 小田原市は、料方式を採用

## 令和2年度 市税概要

編集・発行 令和3年2月

小田原市総務部市税総務課・市民税課・資産税課

〒250-8555 小田原市荻窪300番地

電話 0465(33)1341

FAX 0465(33)1349